

勝浦町障害者計画
第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

令和6年3月
徳島県 勝浦町

目 次

第1章 基本的事項	1
1 計画策定の背景、趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の策定体制	6
4 計画の期間	7
第2章 障がいのある人等の現状	8
1 統計等からみる現状	8
2 アンケート調査結果からみる現状	15
3 事業所・団体調査結果からみる現状	23
4 障害者計画の振り返り	25
5 第6期障害福祉計画におけるサービスの状況	28
6 障がい者施策の課題	32
第3章 計画の基本的考え方	34
1 基本理念	34
2 基本目標	34
3 施策の体系	36
第4章 障害者計画	37
1 啓発・広報	37
2 生活支援	40
3 生活環境	45
4 教育・育成	49
5 社会参加	52
6 保健・医療	54
第5章 障害福祉計画	56
1 成果目標の設定	56
2 障がい福祉サービスの見込量と確保方策	63
3 地域生活支援事業の実施に関する事項	68
第6章 障害児福祉計画	76
1 成果目標の設定	76
2 障がい児通所支援等の見込量及び確保の方策	78
第7章 計画の推進に向けて	80
1 庁内連携体制の整備	80
2 住民・事業者・地域等との協働の推進	80
3 個々の障がい特性に沿ったきめ細やかな相談・支援体制の実施	80
4 計画の達成状況の点検及び評価	80

資料編.....	81
1 勝浦町障害者計画・障害福祉計画策定委員会設置要綱.....	81
2 勝浦町障害者計画・障害福祉計画策定委員名簿.....	82
3 徳島県障がい保健福祉圏域.....	83

【「障がい」の表記について】

本計画においては、「障害者」などの「害」の字の表記について、可能な限りひらがな表記しました。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・例規などに基づく法律用語や引用、施設名や団体名等の固有名詞については変更せずに、「害」の字を使っています。

このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

〈例〉	障害のある人	⇒	障がいのある人
	障害福祉	⇒	障がい福祉
	障害者基本法	⇒	障害者基本法
	身体障害者手帳	⇒	身体障害者手帳

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景、趣旨

国においては、平成 18 年 12 月に障害者権利条約が国連で採択されて以降、平成 23 年の「障害者基本法」の改正、平成 24 年の「障害者虐待防止法」の施行など、条約の批准に向けたさまざまな法整備が進められてきました。

また、批准以降にも、平成 28 年には「障害者差別解消法」「成年後見制度利用促進法」が施行され、平成 30 年には「児童福祉法」の改正、令和 3 年には「医療的ケア児支援法」の施行、令和 4 年には「障害者総合支援法」の改正、令和 6 年には「障害者総合支援法」の改正が見通される中、障がいのある人が望む地域生活を叶えるための支援の充実や、地域社会の理解と協力を得るための取り組みが進められています。

勝浦町（以下、「本町」という。）では、「すべての人が安心して暮らし、お互いを尊重し、助けあうぬくもりのあるまち勝浦町」の理念をもとに、平成 24 年度から「勝浦町障害者計画」を、平成 27 年度から「勝浦町第 4 期障害福祉計画」をもとに障がい者福祉を推進してきました。

一方で、町民ニーズの多様化や抱える課題の複雑化、専門性の高い課題など、地域では様々な課題が存在しており、それぞれに合った適正な支援やきめ細やかな対応が求められています。

そのため、本町の障がい者福祉における考え方や理念など、今後の方向性や目標を明確にして共有するとともに、地域の課題に対する解決策を地域に暮らす全ての住民で考え、町民・障がい者団体・事業者・行政等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに協力して取り組んでいくことが大切です。

このたび、現行の「勝浦町障害者計画・第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画」が令和 5 年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の趣旨や障がいのある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、障がい福祉施策を総合的に推進するため、新たに「勝浦町障害者計画・第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

■ 「障害者権利条約」署名以降の障がい者支援に係る法整備の主な動き

年度	事項	概要
平成 19	障害者権利条約に署名	・障がい者に関する初めての国際条約
平成 21	障がい者制度改革推進本部の設置	・障がい者支援制度の改革に向けた取り組みの本格開始
平成 21	障害者雇用促進法の改正	・障害者雇用納付金制度の適応対象範囲を拡大
平成 23	障害者基本法の改正	・障がい者の定義の見直し、「合理的配慮」の概念や「差別禁止」の明記
平成 24	障害者虐待防止法の施行	・虐待の定義、防止策を明記
平成 25	障害者総合支援法の施行	・「障害者自立支援法」の見直し、障がいへの難病追加、制度の谷間の解消
	障害者優先調達推進法の施行	・障がい者就労施設などへの物品等の需要の推進
	障害者権利条約に批准	・障害者権利条約の批准書を国連に寄託、同年2月に我が国について発効
平成 28	障害者差別解消法の施行	・障がい者を理由とする差別的取り扱いの禁止 ・差別解消の取り組みの義務化
	障害者雇用促進法の改正	・国や自治体における合理的配慮の提供が義務化
	成年後見制度利用促進法の施行	・国において成年後見制度利用促進基本計画の策定及び成年後見制度利用促進会議等の設置
	発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行	・「発達障がい者」の定義の改正、「社会的障壁」の定義の改正 ・国や自治体における相談体制の整備の責務を明記
平成 30	障害者雇用促進法の改正	・障害者雇用義務の対象に精神障がい者が加わる
	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正	・自立生活援助の創設、就労定着支援の創設、居宅訪問型児童発達支援の創設 ・高齢障がい者の介護保険サービスの円滑利用 ・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築（「障害児福祉計画」の策定）
令和元	障害者雇用促進法の改正	・障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） ・特定短時間労働者を雇用する事業主に特例給付金の支給
	読書バリアフリー法の施行	・視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進を目的とする
令和2	障害者雇用促進法の改正	・事業主に対する給付制度、障がい者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）の創設
令和3	障害者差別解消法の改正	・合理的配慮の提供義務の拡大（国や自治体のみから民間事業者も対象に）
	医療的ケア児支援法の施行	・医療的ケア児が居住地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
令和4	障害者総合支援法の改正	・グループホーム入居者の一人暮らしへの移行支援を進める
	障害者雇用促進法の改正	・週10時間以上20時間未満で働く精神障がい者、重度身体障がい者、重度知的障がい者について、法定雇用率の算定対象に加える
	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	・障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進（障がいの種類・程度に応じた手段を選択可能とする）

2 計画の位置づけ

(1) 計画の性格

本計画は、「障害者基本法」に基づく「市町村障害者計画」、「改正障害者総合支援法」に基づく「市町村障害福祉計画」、「改正児童福祉法」に基づく「障害児福祉計画」の3つの計画を一体的な計画として策定するものです。また、令和4年度に交付・施行された障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法など、関連する法律についても趣旨を踏まえた計画とします。

■本計画における根拠法及び関連法となる障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法について

障害者基本法(昭和45年法律第84号) 第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法(令和4年法律第50号) 第9条第1項

政府が障害者基本法第十一条第一項に規定する障害者基本計画を、都道府県が同条第二項に規定する都道府県障害者計画を、市町村が同条第三項に規定する市町村障害者計画を策定し又は変更する場合には、それぞれ、当該計画がこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするものとする。

■障害福祉計画の根拠法となる障害者総合支援法について

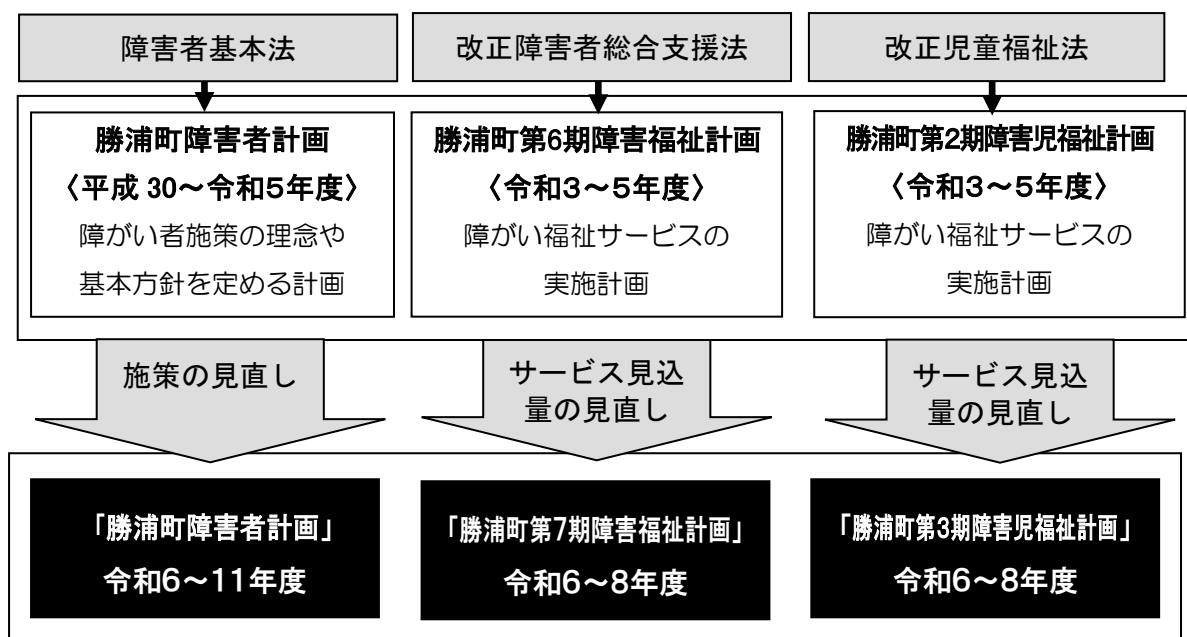
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

■障害児福祉計画の根拠法となる児童福祉法について

児童福祉法(昭和22年法律第164号) (平成30年4月施行) 第33条の20第1項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。



（２）障害者計画と障害福祉計画との関連

「障害福祉計画」は、「障害者計画」の生活支援における障がい福祉サービスに関する実施計画に位置付けられています。なお、両計画は、調和が保たれたものとします。

障害者計画

障がい者施策全般に関わる理念、基本的な方針及び目標を定めた計画です。「障がいのある人のための施策に関する基本計画」という位置づけになります。

障害福祉計画・障害児福祉計画

障がい福祉サービス等の成果目標や必要なサービス見込量等を定めた計画です。「障がい福祉に関する事業計画」という位置づけになります。

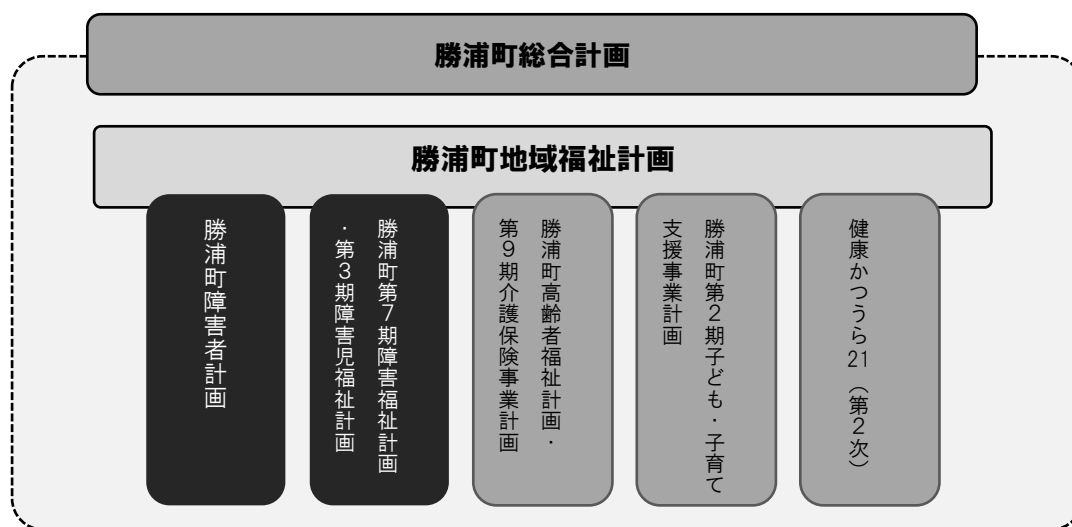
＜策定する事項＞

- 令和8年度における成果目標
 - ・施設入所者の地域生活への移行
 - ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 など
- 障がい（児）福祉サービス
 - ・各年度におけるサービス種類ごとの見込量
 - ・見込量確保のための方策
- 地域生活支援事業（必須事業、任意事業）
 - ・各年度におけるサービス種類ごとの見込量
 - ・見込量確保のための方策

（３）その他の計画との関連

本計画は、本町の最上位計画である「勝浦町総合計画」をはじめ、福祉政策の基本的な計画である「勝浦町地域福祉計画」との基本理念や考え方を共有した計画として位置づけるとともに、町の各種関連計画との整合性に留意して策定します。

また国の「障害者基本計画」や県の「徳島県障がい者施策基本計画」との調和を保った計画として策定します。

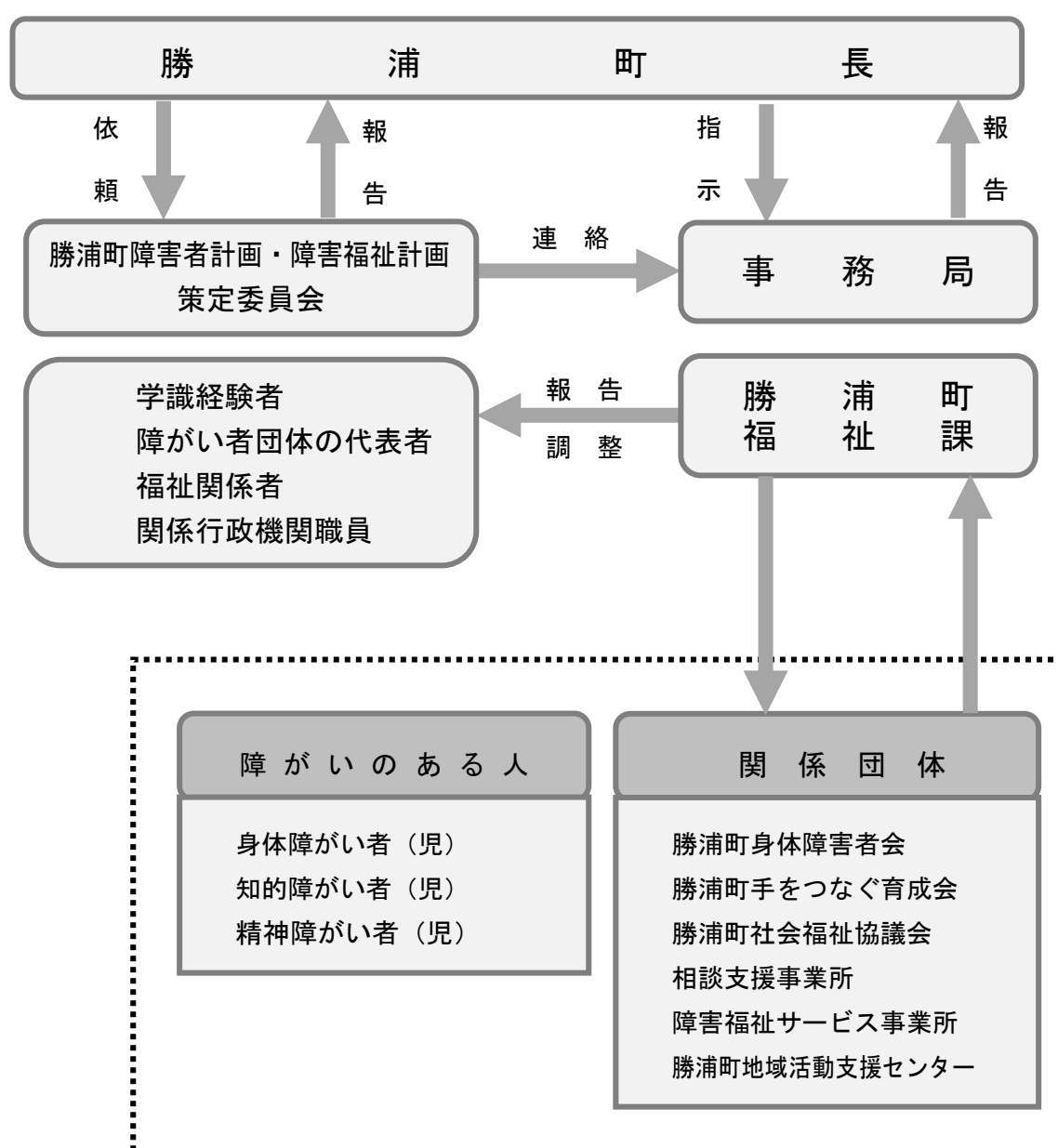


3 計画の策定体制

計画の策定にあたって、広く意見を聞くために、学識経験者や福祉関係団体、その他関係諸団体・機関の代表者等からなる「勝浦町障害者計画・障害福祉計画策定委員会」を設置しています。

また、身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）及び関係団体等にアンケート調査を実施し、障がいのある人等の意見の反映にも努めました。

勝浦町障害者計画・障害福祉計画策定体制



4 計画の期間

「勝浦町障害者計画」の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。
「勝浦町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」の計画期間は、令和6年度から令和8年度の3年間とします。

なお、計画期間中においても、国の動向等により必要に応じて見直しを行うものとします。

令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
勝浦町障害者計画 (令和 6 ～11 年度)					
勝浦町第 7 期障害福祉計画・ 第 3 期障害児福祉計画 (令和 6 ～ 8 年度)			見 直 し	勝浦町第 8 期障害福祉計画・ 第 4 期障害児福祉計画 (令和 9 ～11 年度)	

第2章 障がいのある人等の現状

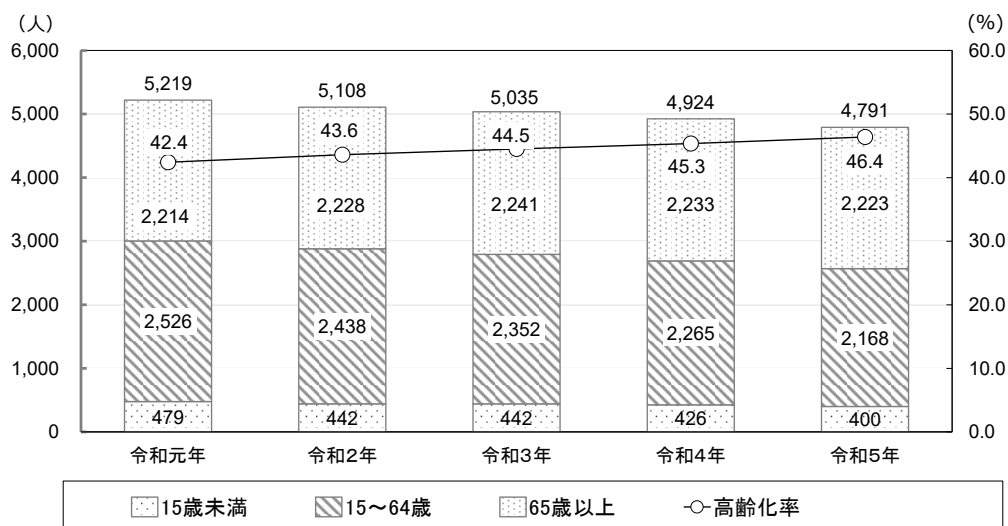
1 統計等からみる現状

(1) 人口・世帯の推移

本町の総人口の推移をみると、年々減少が続いており、令和5年では4,791人となっています。0～14歳人口、15～64歳人口は減少している一方で、65歳以上人口は横ばいとなっています。

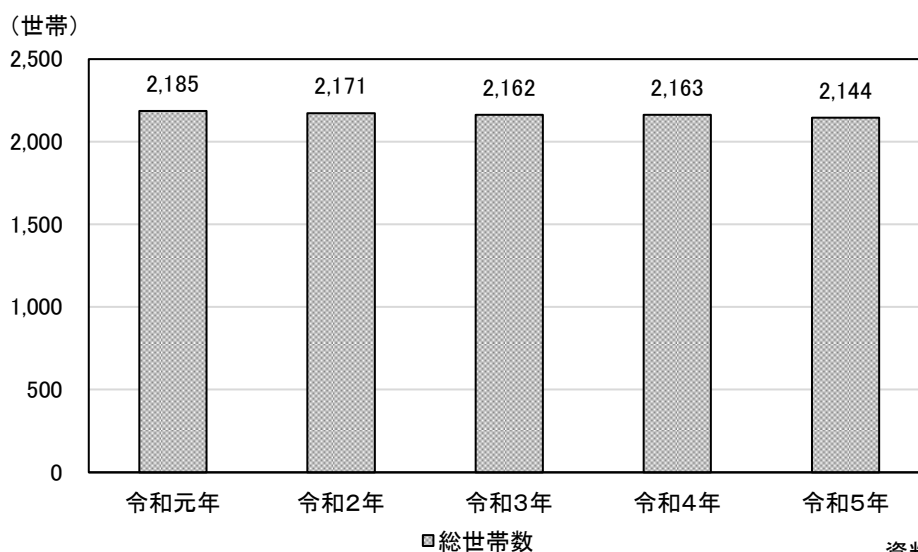
また、世帯数の推移をみると、年々減少が続いており、令和5年では2,144世帯となっています。

■年齢3区分別人口と高齢化率の推移



資料：勝浦町

■総世帯数の推移



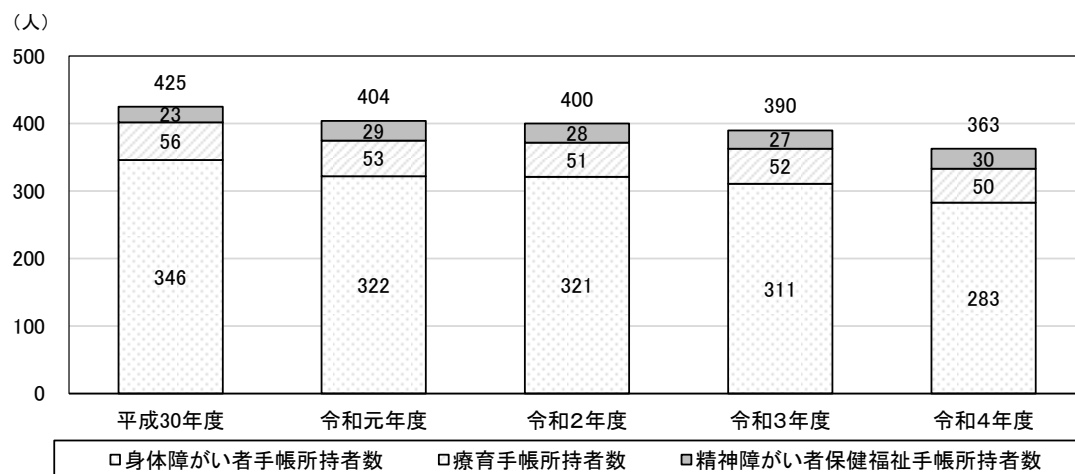
資料：勝浦町

(2) 手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数の推移をみると、年度によって増減はありますが減少傾向であり、令和4年度は363人と平成30年度より62人減少しています。

また、手帳種別にみると、全体の約8割を身体障害者手帳が占めています。

■ 障害者手帳所持者数の推移



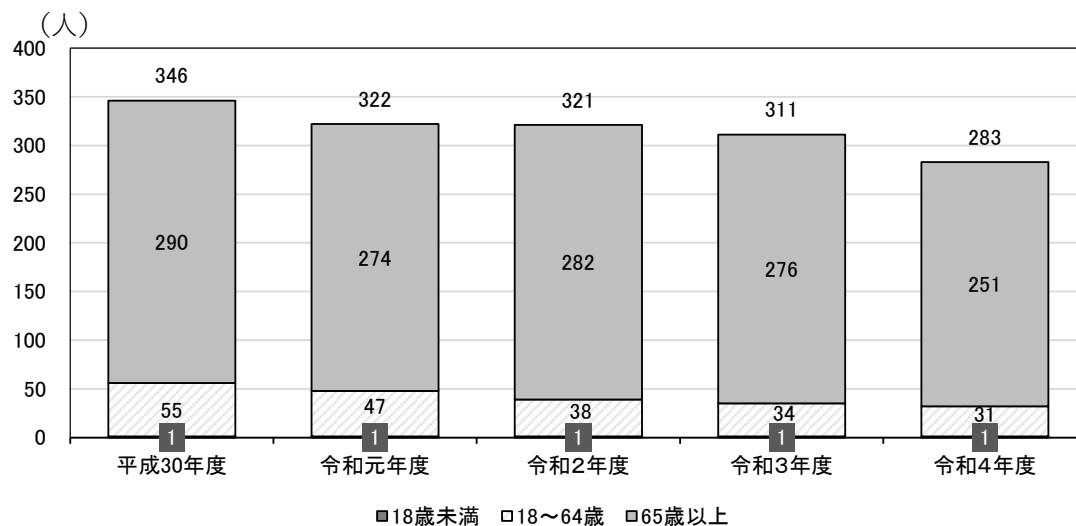
資料：勝浦町

(3) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の推移を【年齢別】にみると、令和4年度では18歳未満は1人、18歳～64歳は31人、65歳以上は251人となっており、全体の約9割が65歳以上となっています。

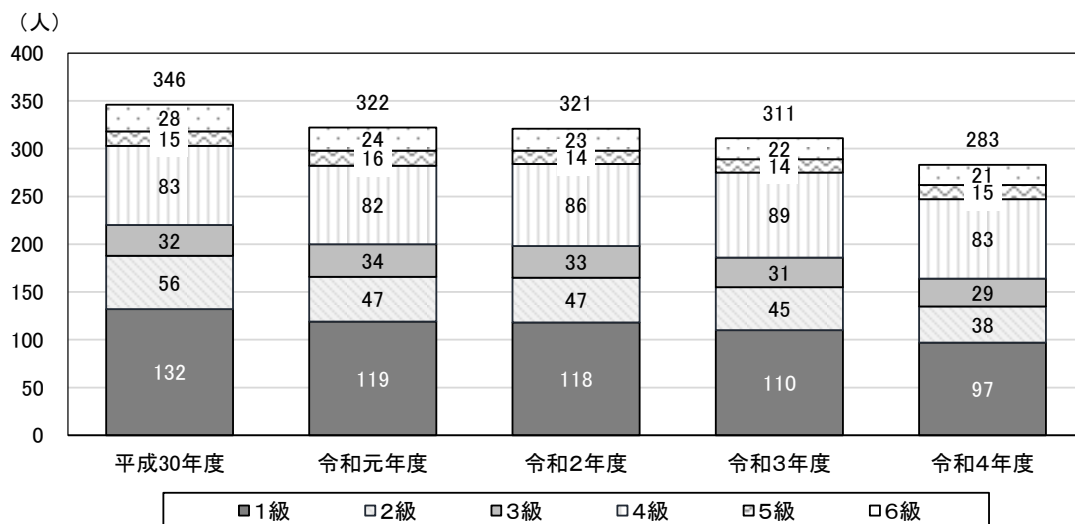
また、【程度別】にみると、1級がもっとも多く、全体の約3割を占めています。

■【年齢別】身体障害者手帳所持者数の推移



資料：勝浦町

■【程度別】身体障害者手帳所持者数の推移



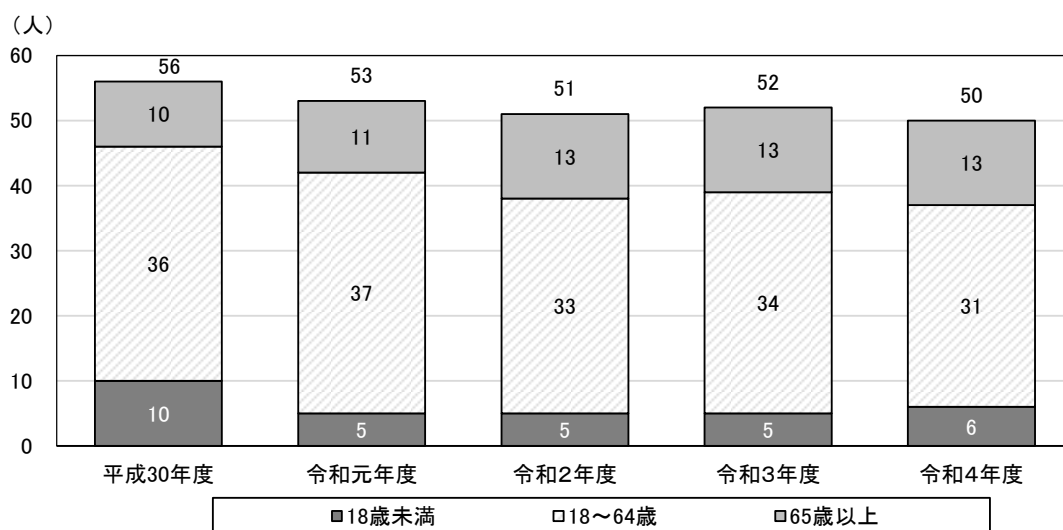
資料：勝浦町

（４）療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の推移を【年齢別】にみると、令和４年度では１８歳未満が６人、１８歳～６４歳が３１人、６５歳以上が１３人となっており、どの年代もほぼ横ばいで推移しています。

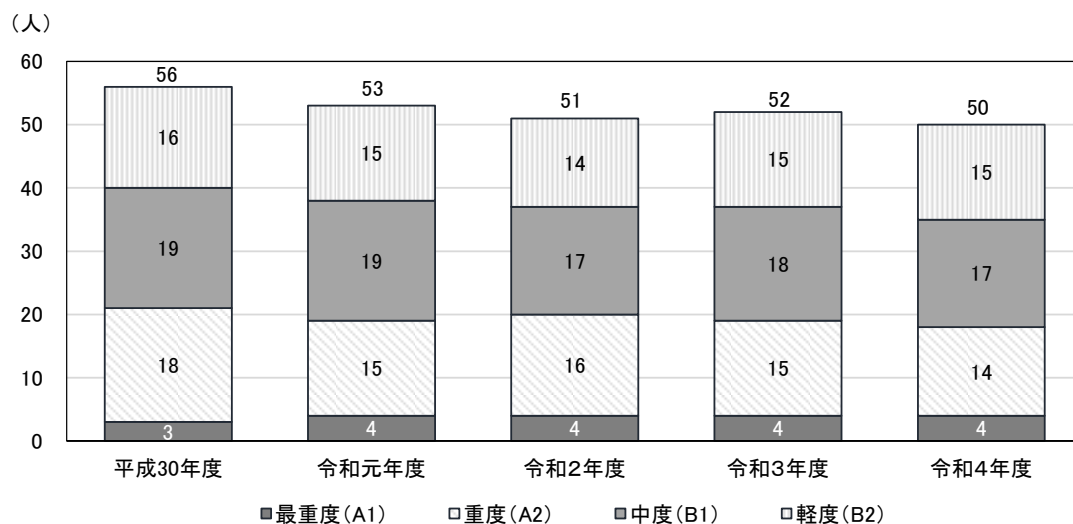
また、【程度別】にみると、どの階層でも増減を繰り返しながら横ばいで推移しています。

■【年齢別】療育手帳所持者数の推移



資料：勝浦町

■【程度別】療育手帳所持者数の推移

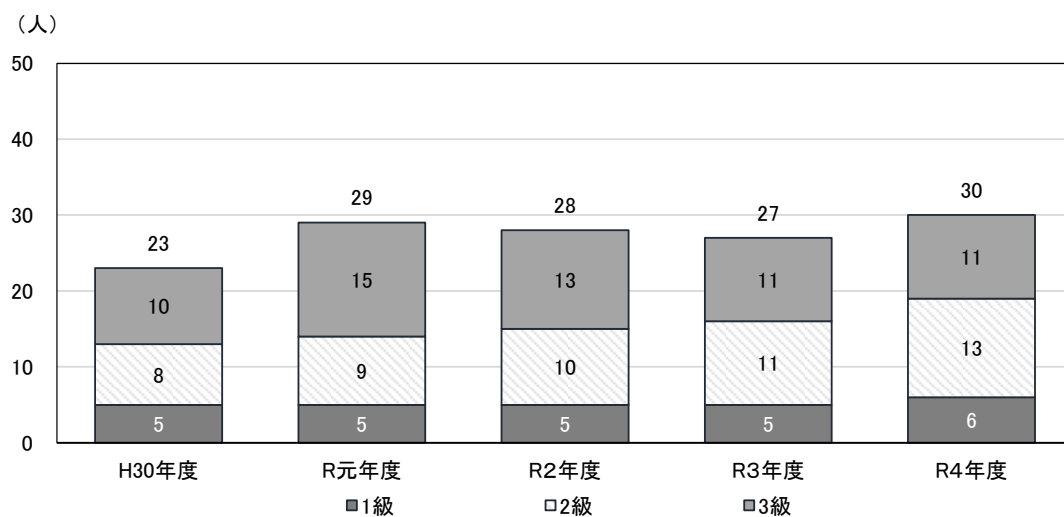


資料：勝浦町

（５）精神障害者保健福祉手帳所持者数等の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、令和４年度は合わせて 30 人となっており、平成 30 年度と比べ 7 人増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数等の推移



資料：勝浦町

(6) 障がい児の状況

■ 特別支援学級の在籍者数の推移（各年度5月1日現在）

単位：人

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
小学校	5	8	11	11	11
中学校	3	3	3	3	3
合計	8	11	14	14	14

■ 特別支援学校の在籍者数の推移（各年度5月1日現在）

単位：人

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
幼児部	0	0	0	0	0
小学部	0	0	0	0	0
中学部	1	1	1	1	1
高等部	2	2	0	2	2
合計	3	3	1	3	3

資料：勝浦町

(7) 難病患者の状況

難病患者の状況について、特定疾患医療給付受給者数の推移をみると、年によって増減が続いており、令和4年度では47人となっています。

■特定疾患医療給付受給者数の推移（各年3月末）

単位：人

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ベーチェット病	0	0	0	0	0
無症筋無力症	0	2	2	2	2
全身性エリテマトーデス	2	2	2	2	3
サルコイドーシス	0	0	0	0	1
強皮症	0	0	0	0	0
皮膚筋炎及び多発性筋炎	2	2	2	1	8
特発性血小板減少性紫斑症	0	1	1	1	1
潰瘍性大腸炎	5	6	6	6	6
脊髄小脳変性症	1	1	1	1	1
クローン病	0	5	5	6	5
悪性関節リウマチ	0	0	0	0	0
パーキンソン病関連疾患	3	4	4	5	8
大脳皮質基底核変性症	0	0	0	0	0
後縦靱帯骨化症	2	2	2	2	4
多系統萎縮性	1	2	2	2	2
混合性結合組織病	1	1	1	1	2
網膜色素変性症	2	4	4	2	2
肥大型心筋症	2	2	2	2	2
IgA腎症	-	-	-	-	-
合 計	21	34	34	33	47

資料：勝浦町

2 アンケート調査結果からみる現状

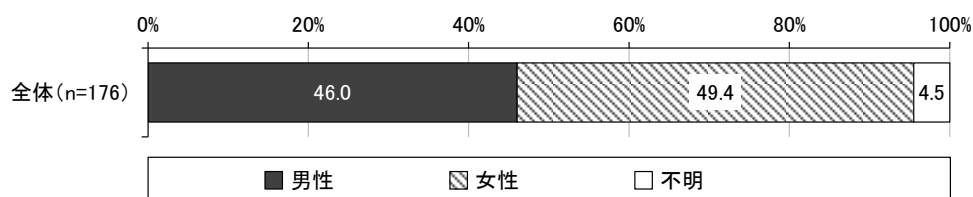
(1) 手帳所持者の状況について

○性別についてみると、「男性」が46.0%、「女性」が49.4%となっています。

○年齢についてみると、「80～89歳」が30.7%と最も高く、次いで「70～79歳」が23.9%となっており、全体の約6割が70歳以上となっています。

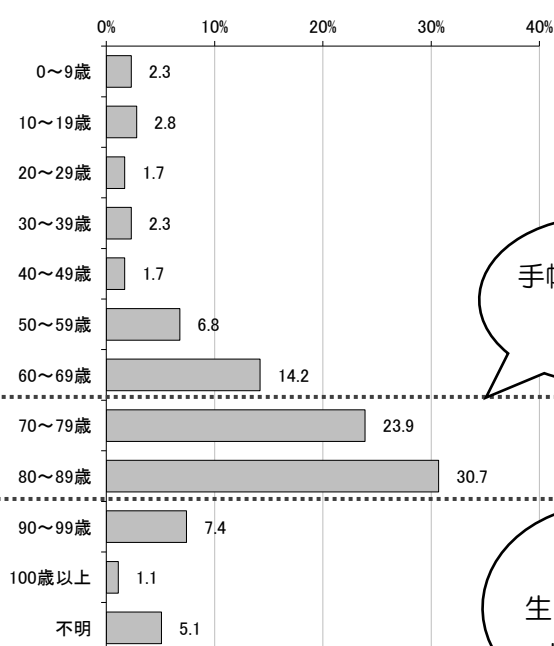
○お住まいの状況についてみると、「家族と暮らしている」が63.6%と最も高く、「ひとりで暮らしている」が約1割となっています。

■性別



■年齢

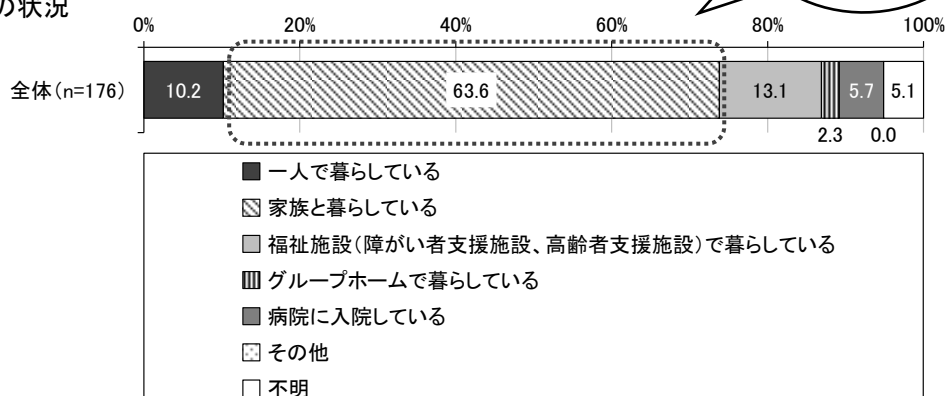
全体 (n=176)



手帳所持者の
高齢化

家族と
生活している
方が約6割

■お住まいの状況

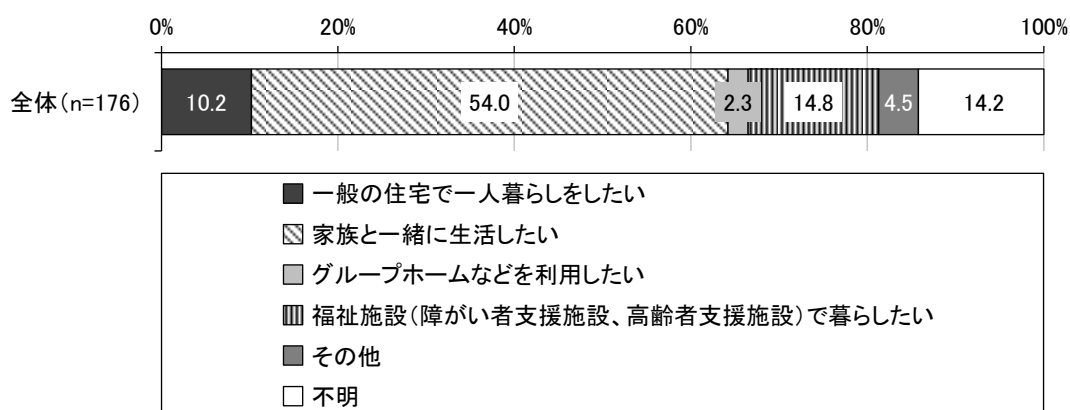


(2) 今後3年以内にどのような暮らしがしたいか

○今後希望する暮らしについては、「家族と一緒に生活したい」が54.0%と最も高くなっています。

○所持手帳・受給者証別でみると、療育手帳では「家族と一緒に生活したい」「福祉施設（障がい者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい」、その他の区分では「家族と一緒に生活したい」が最も高くなっています。

■今後3年以内にどのような暮らしがしたいか



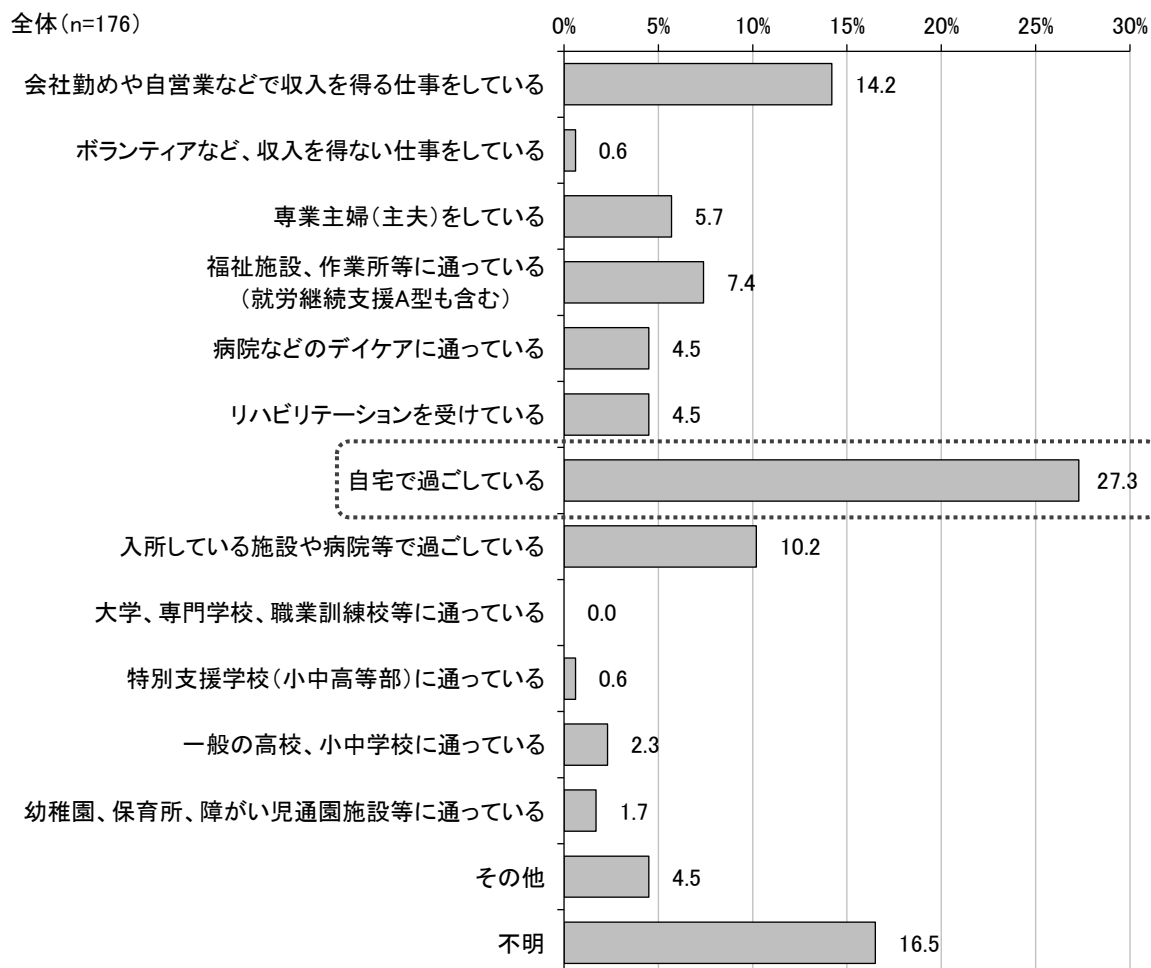
■今後3年以内にどのような暮らしがしたいか×手帳所持者別クロス

単位: %		一般の住宅で一人暮らしをしたい	家族と一緒に生活したい	グループホームなどを利用したい	福祉施設(障がい者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしたい	その他	不明
全体(n=176)		10.2	54.0	2.3	14.8	4.5	14.2
所持手帳・ 受給者証別	身体障害者手帳(n=133)	10.5	57.1	0.8	12.0	4.5	15.0
	療育手帳(n=20)	15.0	35.0	5.0	35.0	5.0	5.0
	精神障害者保健福祉手帳(n=11)	27.3	36.4	0.0	18.2	9.1	9.1
	障がい児通所受給者証・ 特別児童扶養手当受給者証(n=7)	0.0	57.1	0.0	0.0	0.0	42.9

(3) 日中の過ごし方について

○日中の過ごし方についてみると、「自宅で過ごしている」が 27.3%と最も高く、次いで「会社勤めや自営業などで収入を得る仕事をしている」が 14.2%、「入所している施設や病院等で過ごしている」が 10.2%となっています。

■あなたの日中の過ごし方は、次のどれにあたりますか

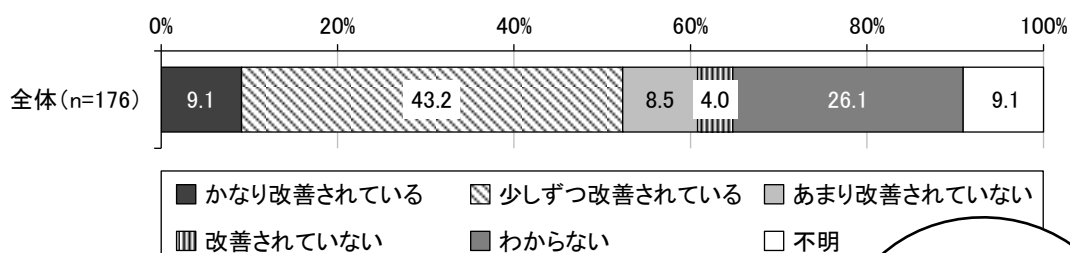


(4) 差別や偏見について

○およそ5～10年前と比べて、障がいのある人に対する差別や偏見は改善されてきたと思うかについてみると、「少しずつ改善されている」が43.2%と最も高く、次いで「わからない」が26.1%、「かなり改善されている」が9.1%となっています。

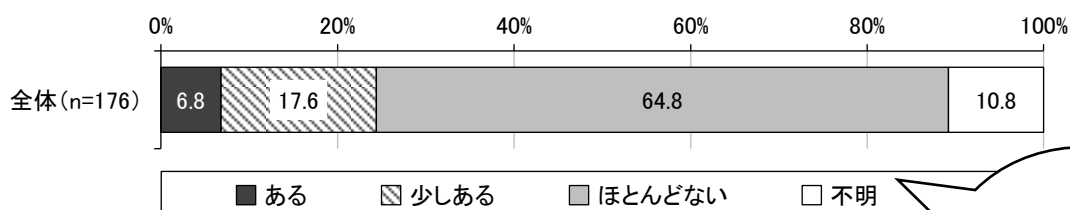
○障がいがあることで差別・偏見を受けたことがあるかについてみると、「ほとんどない」が64.8%と最も高く、次いで「少しある」が17.6%、「ある」が6.8%となっています。

■5～10年前と比べて、障がいのある人に対する差別や偏見は改善されてきたと思いますか



改善されていないとする割合も1割程存在する

■障がいがあることで差別・偏見を受けたことがありますか



全体の約2割は「ある」「少しある」と回答

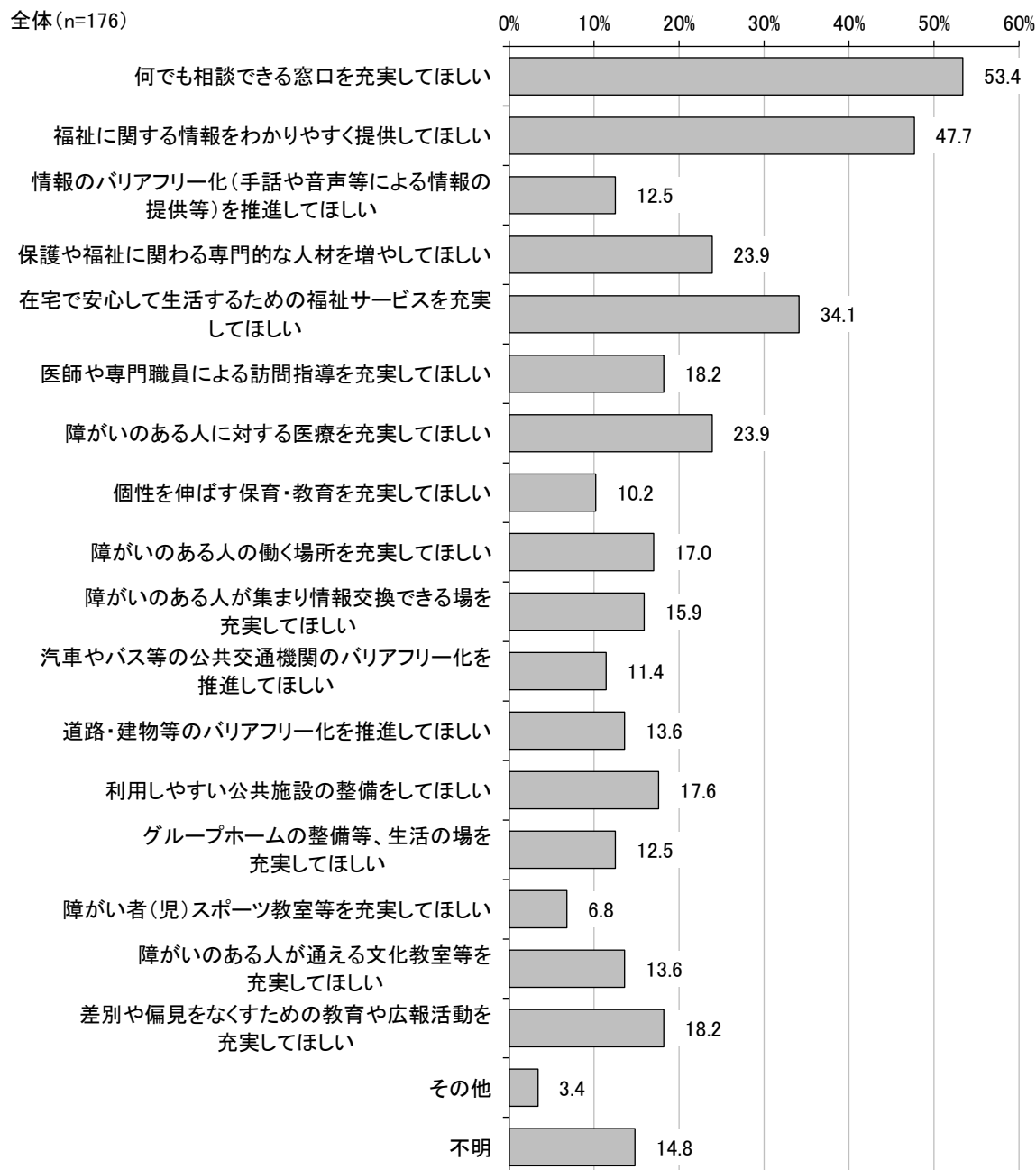
<差別や偏見を受けた場面>

「公共の場での人の視線」、「仕事や収入」、「隣近所とのつきあい」、「地域行事や集まり」が回答の多い項目となっている

（５）今後、充実してほしい施策について

○障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのために希望することについてみると、「何でも相談できる窓口を充実してほしい」が53.4%と最も高く、次いで「福祉に関する情報をわかりやすく提供してほしい」が47.7%、「在宅で安心して生活するための福祉サービスを充実してほしい」が34.1%となっています。

■今後、充実してほしい施策は何ですか

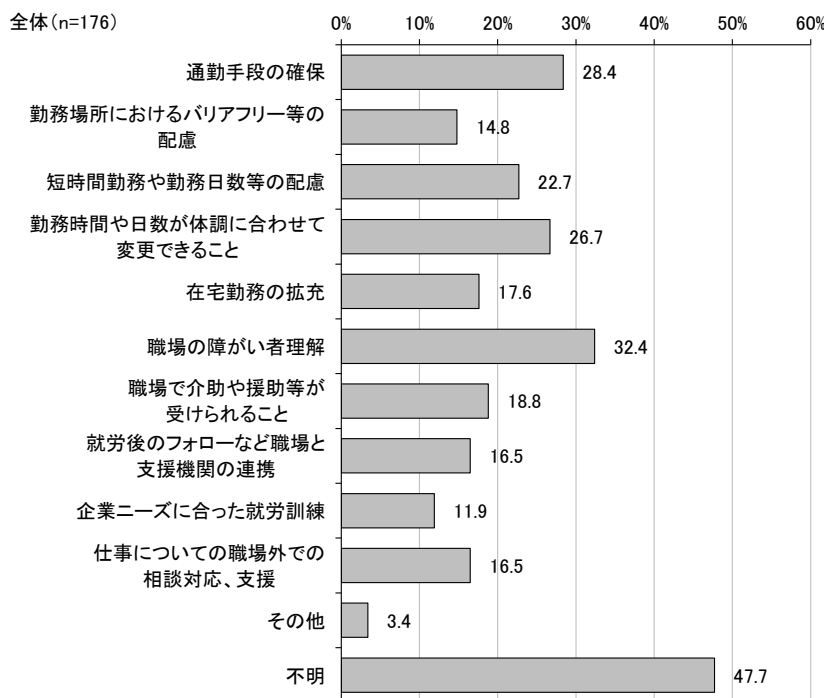


(6) 就労支援について

○障がい者の就労支援として必要だと思うことについてみると、「職場の障がい者理解」が32.4%と最も高く、次いで「通勤手段の確保」が28.4%、「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」が26.7%となっています。

所持手帳・受給者証別でみると、障がい児通所受給者証・特別児童扶養手当受給者証では「通勤手段の確保」、その他の区分では「職場の障がい者理解」が最も高くなっています。

■就労に必要な支援



■就労に必要な支援×手帳種別クロス

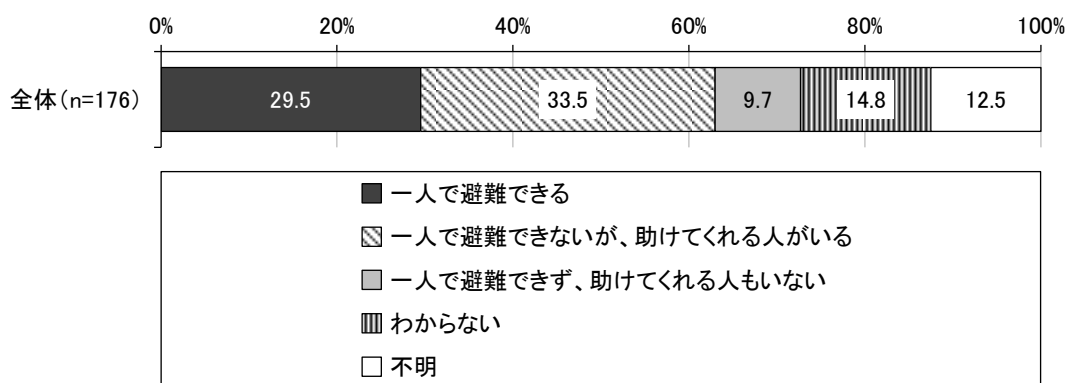
単位: %		通勤手段の確保	勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	短時間勤務や勤務日数等の配慮	勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること	在宅勤務の拡充	職場の障がい者理解	職場で介助や援助等が受けられること	就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	企業ニーズに合った就労訓練	仕事についての職場外での相談対応、支援	その他	不明
全体 (n=176)		28.4	14.8	22.7	26.7	17.6	32.4	18.8	16.5	11.9	16.5	3.4	47.7
所持手帳別・受給者証別	身体障害者手帳 (n=133)	21.8	15.8	21.8	23.3	17.3	27.8	17.3	11.3	8.3	12.0	3.0	53.4
	療育手帳 (n=20)	55.0	20.0	35.0	40.0	20.0	60.0	30.0	40.0	25.0	35.0	10.0	15.0
	精神障害者保健福祉手帳 (n=11)	18.2	0.0	36.4	27.3	18.2	45.5	9.1	27.3	18.2	27.3	0.0	45.5
	障がい児通所受給者証・特別児童扶養手当受給者証 (n=7)	85.7	28.6	28.6	57.1	28.6	57.1	42.9	71.4	42.9	28.6	0.0	14.3

(7) 災害時の支援について

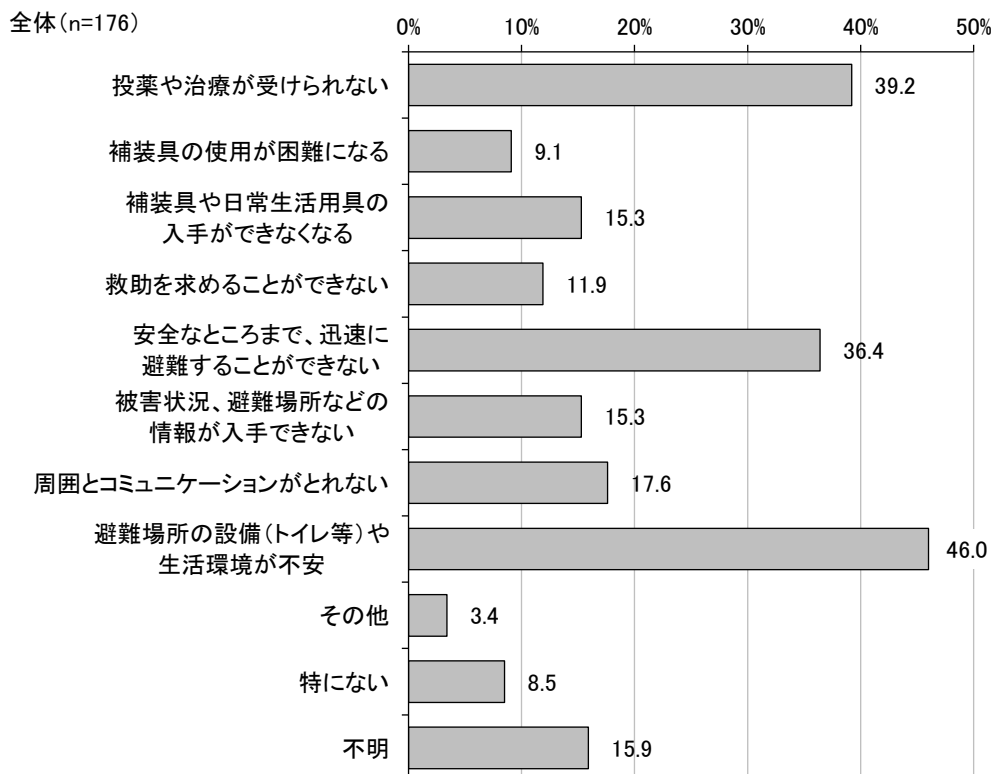
○災害時に一人で避難できるかについてみると、「一人で避難できないが、助けてくれる人がいる」が33.5%と最も高く、次いで「一人で避難できる」が29.5%、「わからない」が14.8%となっています。

○火事や地震等の災害時に困ることについてみると、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が46.0%と最も高く、次いで「投薬や治療が受けられない」が39.2%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が36.4%となっています。

■火事や地震等の災害時に、あなたは一人で避難できますか



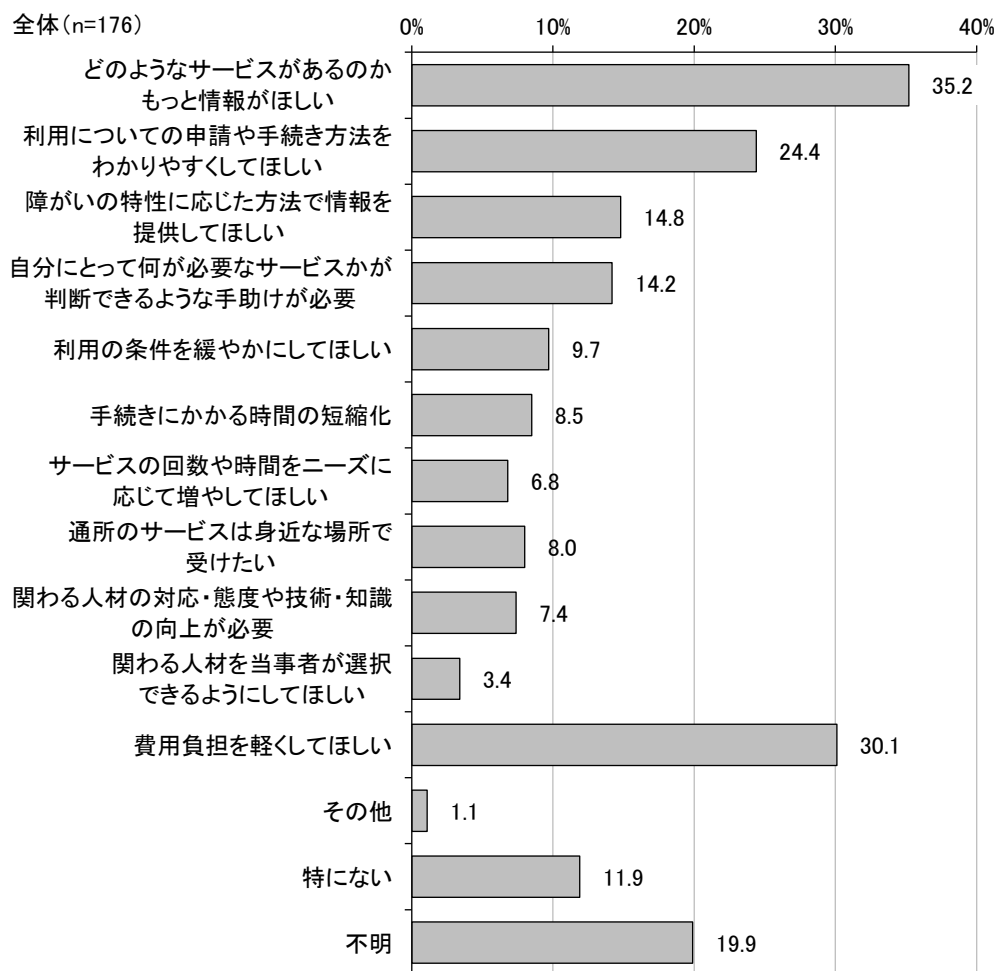
■あなたが災害発生時に困ることは何ですか



（８）障がい福祉サービスの利用について

○障がい福祉サービスを利用しやすくするために、今後希望することについてみると、「どのようなサービスがあるのかもっと情報がほしい」が35.2%と最も高く、次いで「費用負担を軽くしてほしい」が30.1%、「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」が24.4%となっています。

■障がい福祉サービスを利用しやすくするために、今後希望することは何ですか



3 事業所・団体調査結果からみる現状

【関係団体】

（１）障がい者に関する問題や課題について

若年会員には子どもが地域で自立できる環境が必要であり、働きたいけど働けない人たちへの情報発信や障がいの種類に関係なく参加できる集まりを持つことで、孤立させないような環境づくりが必要です。

（２）現在の活動や対応を充実する上での課題について

会員の中でも肢体不自由な方については活動に参加することが少なくなっており、また、新規メンバーの加入が少ないという課題があります。

その他、他団体との交流機会が乏しいという状況があります。

【事業所】

（１）円滑な事業運営を進めていく上での問題について

事務作業量が多く、職員の確保、職員の資質向上を図ることが難しいとの問題があります。また、障がい者関連の制度改正など事業所が必要とする情報の入手について支障が出ています。

（２）不足していると思われるサービスや支援について

地域の中で活躍できる場（ショップ）が少なく、社会参加の機会が乏しくなっています。また、外出支援として、社協の移動支援や買い物バスの利用時などの障がいや重い人のボランティア付き添い等、外出しやすい環境が不足しています。

（３）障がい者を取り巻く現状や身近で感じている課題、勝浦町への希望について

①障がい児・者に対する福祉サービス

放課後等デイサービス事業で、学校に就学している障がいのある子どもたちの放課後の居場所、送迎が課題となっています。また、障がいの早期発見については、町民が相談しやすい環境づくり（相談があった場合の自宅訪問等）が重要です。

②地域包括ケアによる地域の連携強化

高齢化が進む中で、単独世帯にある高齢者を孤立させない見守り体制を地域全体で構築していく必要があります。

また、町内の障がい担当窓口として引き受けられる地域資源を確保することと、どんな障がいのある方が地域にいて、どのようなニーズがあり地域資源は何があり、足りない物は何かの情報の整理と共有が必要と考えられます。

③障がい者の社会参加

能力に応じた働ける場所を作るため、町内の企業の受け入れ対応が必要です。

また、職場までの送迎手段の確保が不足しています。さらに、企業側の受け入れ可能な仕事内容とのマッチングや、そのためのデータベースの整理、就労訓練の充実が必要です。

④障がいや障がい者に対する差別解消や理解促進

幼少期、小学校からの教育や、住民と一緒に参加できる行事やイベント開催が必要と考えられます。

4 障害者計画の振り返り

(1) 啓発・広報

○障がいや障がいのある人に対する理解促進に向けて、障害者週間について広報誌で周知したり、目につきやすい役場の窓口や出入り口付近にポスター、パンフレットを設置したりしています。

(2) 生活支援

①相談支援について

○相談支援については、身体・知的障害者相談員や相談支援事業所などの相談窓口を町広報誌・ホームページなどで周知しています。

○勝浦町自立支援協議会では定例会を毎月開催し、情報共有や困難事例への対応について協議しています。

②障がい福祉サービス等の充実

○地域活動支援センターについては、機能強化事業を実施し充実に努めています。

③経済的支援の充実

○障害者手帳取得時に所得保障の基本となる年金・手当制度、医療費制度の周知の一環として、手帳の受け取り時に、しおりを配布しています。

④ボランティアの育成

○ボランティア活動については、社会福祉協議会が支援しており、ボランティア活動保険については、社会福祉協議会活動補助金として補助しています。

⑤行政サービス等における配慮

○投票所はバリアフリー化し、車椅子の用意や低い机を設置しています。

（３）生活環境

①バリアフリー化の促進

○役場庁舎において、玄関や福祉課付近の出入り口にスロープや障がい者用トイレの設置を行っています。また、公共施設のバリアフリー化を進めています。

②災害時の対策

○個別避難計画の作成を進めています。

③防犯対策の推進

○消費者トラブルに対応するため、勝浦町と小松島市が協定を結び、小松島市消費生活センターでいつでも専門的に相談を受けられる体制を整えています。

④情報提供・意思疎通支援の充実

○障がいの有無や障がいの種類によって必要な情報が受け取れないことのないように、町が提供する情報に関して、公開時の配慮を行うとともに、手話通訳者や要約筆記者などの派遣事業を推進し、意思疎通の円滑化を図っています。

（４）教育・育成

①障がい児支援体制の充実

○自立支援協議会において、各種関係機関等と情報共有等を行い、継続的な切れ目のない支援体制の確保に努めています。

②教育相談、就学指導体制の充実

○教育委員会内に教育相談室を設置し、相談窓口の周知を行っています。

③特別支援教育の充実

○教職員に対して、特別支援教育に関する研修会などへの参加を推進し、資質の向上に努めています。

（５）社会参加

①雇用・就労の促進

○ハローワーク、就業・生活支援センターを中心に就労支援を実施するとともに、相談支援事業所とも連携し、障がいのある人の雇用機会の拡大や、職業的自立を促しています。

②文化・芸術活動、スポーツの振興

○老人クラブでは、障がいのある方も一緒にボッチャやラバーゲッター、囲碁ボール、フライングディスクなど様々なスポーツを企画しています。

③外出支援の充実

○地域活動支援事業において、移動支援事業（個別型）・（車両型）を実施しています。

（６）保健・医療

①障がいの早期発見、早期治療

○医療機関と連携し、乳幼児健康診査、１歳６か月児健康診査、３歳児健康診査等により障がいの早期発見、早期治療に努めています。

②医療、リハビリテーションの充実

○症状や状況に応じた治療や障がいの実態にあったリハビリテーション等が適切に受けられるよう、自立支援協議会で病院、包括支援センター等関係機関と情報共有し、連携がとれるように体制を整備しています。

5 第6期障害福祉計画におけるサービスの状況

(1) 障がい福祉サービスの実績

①訪問系サービス

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用者数 (人)	6	7	7	8	8	5
	利用量 (時間分)	1,010	1,463	1,180	1,155	1,350	900

②日中活動系サービス

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
短期入所 (福祉型)	利用者数(人)	3	4	4	3	6	2
	利用量(人日分)	40	46	50	57	70	20
短期入所 (医療型)	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
	利用量(人日分)	0	0	0	0	0	0
生活介護	利用者数(人)	21	20	22	19	23	17
	利用量(人日分)	5,030	4,769	5,270	4,201	5,500	4,350
自立訓練 (機能訓練)	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
	利用量(人日分)	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用者数(人)	4	5	5	5	6	5
	利用量(人日分)	460	551	570	865	680	850
就労移行支援	利用者数(人)	1	0	2	1	3	2
	利用量(人日分)	170	0	330	86	490	350
就労継続支援A型	利用者数(人)	1	1	1	3	2	2
	利用量(人日分)	170	265	170	241	330	200
就労継続支援B型	利用者数(人)	5	4	5	7	6	7
	利用量(人日分)	970	871	970	1,044	1,160	1,480
療養介護	利用者数(人)	2	2	2	2	2	2

③居住系サービス

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
共同生活援助 (共同生活介護)	利用者数(人)	4	3	4	4	5	4
施設入所支援	利用者数(人)	15	15	15	14	14	13
自立生活援助	利用者数(人)	0	0	0	0	1	0

④相談支援

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
計画相談支援	利用者数(人)	46	33	47	38	48	33
地域移行支援	利用者数(人)	1	0	1	0	2	0
地域定着支援	利用者数(人)	1	0	1	0	2	0

⑤障がいのある子どもへの支援

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
児童発達支援	利用者数(人)	7	8	8	5	9	8
	利用量(人日分)	390	328	450	319	510	500
医療型児童発達支援	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
	利用量(人日分)	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
	利用量(人日分)	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	利用者数(人)	9	13	10	12	11	14
	利用量(人日分)	290	1,226	320	1,327	350	1,530
保育所等 訪問支援	利用者数(人)	3	1	4	0	5	0
	利用量(人日分)	9	1	12	0	15	0
障がい児相談支援	利用者数(人)	17	14	18	13	20	17

①理解促進研修・啓発事業

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

②自発的活動支援事業

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

③相談支援事業

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
障害者相談支援事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	無	無	無
相談支援機能強化事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
住居入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

④成年後見制度利用支援事業

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
成年後見制度利用支援事業	利用者数(人)	1	0	1	0	1	0

⑤成年後見制度法人後見支援事業

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

⑥意思疎通支援事業

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
手話通訳者設置事業	設置者数	0	0	0	0	0	0
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用者数(人)	5	3	5	3	5	3

⑦日常生活用具給付等事業

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護・訓練支援用具	実給付件数	0	0	0	0	0	0
自立生活支援用具	実給付件数	2	0	2	0	2	1
在宅療養等支援用具	実給付件数	3	0	3	0	3	0
情報・意思疎通支援用具	実給付件数	2	1	2	1	2	0
排泄管理支援用具	実給付件数	210	246	210	292	210	300
住宅改修費	実給付件数	1	0	1	0	1	0

⑧手話奉仕員養成研修事業

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

⑨移動支援事業

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
個別支援型	利用者数(人)	6	2	6	2	6	2
	利用量(時間分)	470	273	470	299	470	350
グループ支援型	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
	利用量(時間分)	0	0	0	0	0	0
車両移送型	利用者数(人)	32	31	33	30	35	32
	利用量(時間分)	1,030	1,011	1,060	1,003	1,130	1,080

利用者数…年間の実利用者数
利用量(時間分)…年間の延利用時間

⑩地域活動支援センター

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
地域活動支援センター	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	利用者数(人)	15	12	15	13	15	13

利用者数…年間の実利用者数

⑪自動車改造費助成

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
自動車改造費助	実施の有無	有	無	有	無	有	無

⑫日中一時支援事業

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度(見込)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
日中一時支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

6 障がい者施策の課題

課題1 障がいのある人への差別の禁止と合理的配慮の提供

アンケート調査結果では、障がいがあることで差別・偏見を受けた経験があると答えた療育手帳所持者の方が約2割となっています。また、差別や偏見を受けた場面については、「公共の場での人の視線」「仕事や収入」「隣近所とのつきあい」「地域行事や集まり」が多くなっています。

障害者差別解消法が施行され、障がいを理由とした差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供が求められている中、障がいのある人に対する差別や偏見は、依然として存在していることがうかがえます。そのため、地域で暮らす障がいのある人となない人との互いの心の隔たりを埋めるため、正しい理解を深め、障がいのある人を地域で支えあう意識づくりが求められています。

今後は教育・療養、就労・雇用、交通や建物のバリアフリー化、防災、情報バリアフリーなどあらゆる分野における差別や偏見の解消に向けて、啓発活動や相談体制の整備等の取り組みを推進していくことが必要です。

課題2 ライフステージに沿った一貫した施策の展開

障がいのある人が住み慣れた地域で、自立し、自分らしい生活を送るため、乳幼児期から高齢期に至るまでの各ライフステージに応じた一貫した支援体制を整備することが求められています。そのため、障がい児への支援に関しては、障がいのある子どもの基本的な生活能力の向上や将来の社会参加につなげていくため、障がいの早期発見・早期療育ときめ細かな教育の充実を図ることが重要です。

また、アンケート調査結果では、障がいのある方への就労支援として、どのようなことが必要だと思うかについて、「職場の障がい者理解」や「通勤手段の確保」が高くなっています。

障がいの状況に応じた働きやすい環境を整えるとともに、働くことを通じて経済的な自立や生きがいづくりにつなげ、一人ひとりが持つ能力を発揮することができるよう、働く場や活動の場の充実を図ることが必要です。加えて、職場における障がいや障がいのある人に対する理解の促進を図ることが求められます。

課題3 地域における自立した生活を支えるための仕組みづくり

地域で暮らしている人や、これまで入所・入院を続けてきた人が地域へその生活の場を移そうとする場合を含め、障がいのある人が自ら住みたい場所で、当たり前を送る生活を送ることができる仕組みを整えることが求められています。そのため、障がいのある人が地域でその人らしく自立した生活を送れるよう、より身近な地域でのサービス提供体制や医療体制を整えることが必要です。

また、アンケート調査結果では、今後希望する暮らしについて、療育手帳では「家族と一緒に生活したい」「福祉施設（障がい者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい」、その他の区分では「家族と一緒に生活したい」が最も高くなっています。

本町に住む誰もが自立した生活を営むために、障がいのある方には障がいの程度に応じたサービスの充実に加え、スポーツや文化芸術活動などの各種活動への参加機会の拡充など、一人ひとりの自立を促す環境づくりを進めることが求められます。

課題4 安心・安全の環境づくり

アンケート調査結果では、火事や地震等の災害時に困ることについてみると、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が最も高く、次いで「投薬や治療が受けられない」「安全なところまで、迅速に避難することができない」となっています。

災害やその他の緊急時においても安心・安全が確保されるよう、防災対策や防犯対策、交通・移動対策等の取り組みを推進することが求められます。

また、あらゆる人々が生活や移動に不自由を感じることなく、また身の危険を感じることなく暮らせる環境づくりや、障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、住宅などの生活環境の整備に取り組むことも必要です。

第 3 章 計画の基本的考え方

1 基本理念

本町では、平成 24 年度に「勝浦町障害者計画」を策定し、「すべての人が安心して暮らし、お互いを尊重し、助けあうぬくもりのあるまち勝浦町」を基本理念とし、障がい福祉の充実・推進を図ってきました。

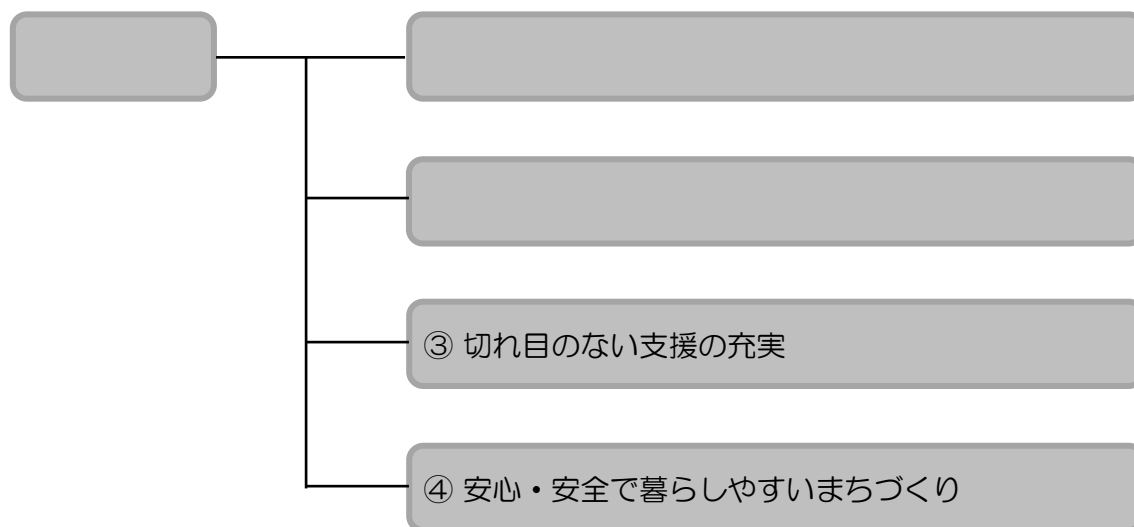
本計画では、基本理念を今後も引き継がれるべき普遍的な目標として捉え、前回計画と同様、「すべての人が安心して暮らし、お互いを尊重し、助けあうぬくもりのあるまち勝浦町」を本計画の基本理念として掲げます。

すべての人が安心して暮らし、
お互いを尊重し、助けあう
ぬくもりのあるまち
勝 浦 町

2 基本目標

この計画は、次の4つを基本目標とし、施策を推進することによって、基本理念の実現を図ります。

基 本 目 標



1 障がいのある人に対する理解の推進

障害者差別解消法の趣旨に基づき、障がいのある人に対する社会の偏見や差別といった社会的障壁が取り除かれるよう、差別解消に向けて取り組むとともに、相互理解や啓発活動、権利擁護の推進などに取り組みます。

2 社会参加と自立の促進

一人ひとりの適性と能力に応じて可能な限り仕事をもち、継続して働けるように、雇用・就労支援の充実を図ります。また、障がいのある人の多様な社会活動への参加を促進するため、文化芸術活動やスポーツの振興、移動支援の充実を図ります。

3 切れ目のない支援の充実

地域社会の一員として、障がいのある子どもの成長を支えていくため、保健・医療・福祉・教育・就労等の連携強化により、ライフステージに応じた切れ目のない適切な支援が引き継がれる体制の整備を図ります。

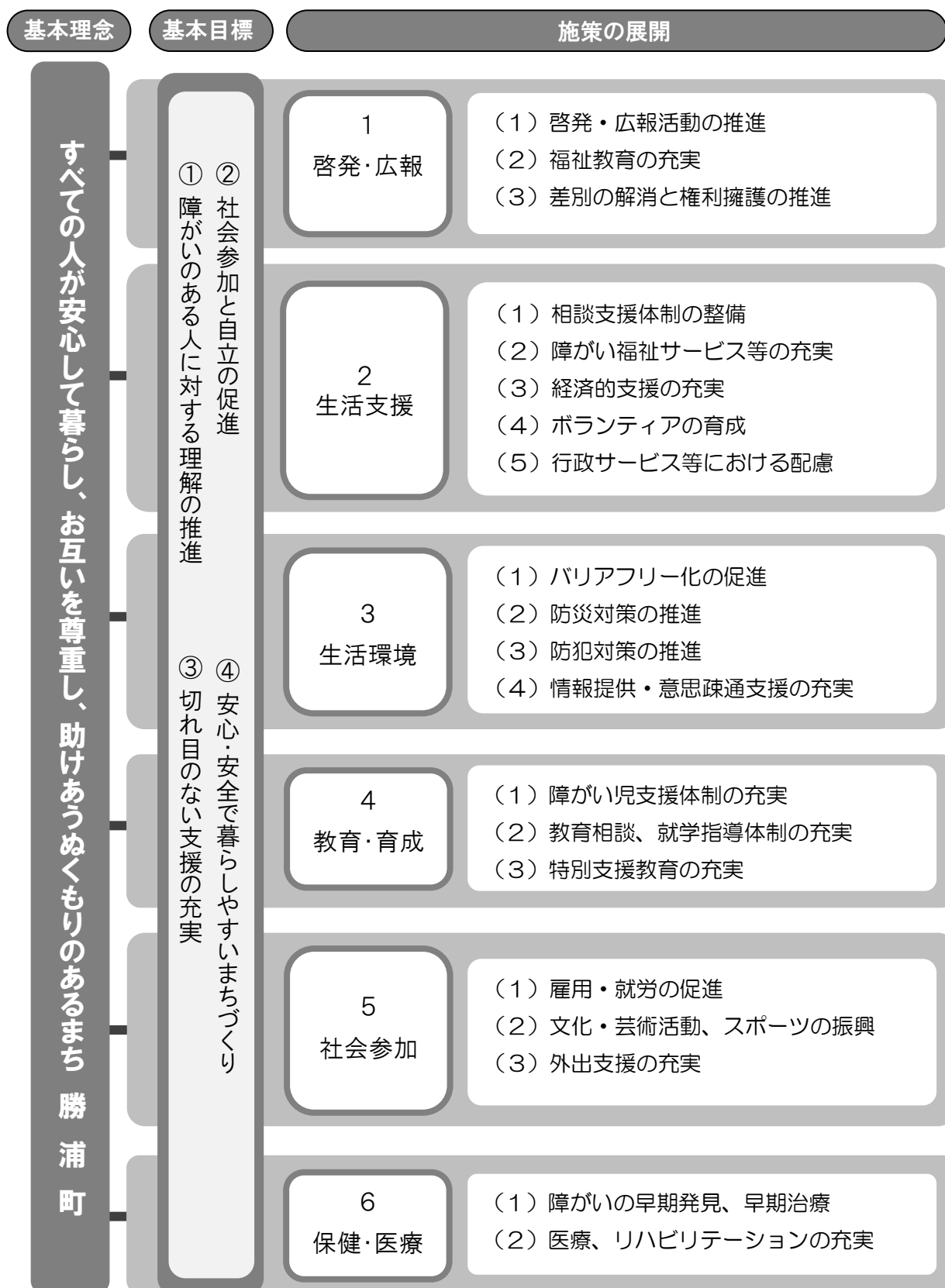
また、障がいのある人の高齢化（親亡き後など）にも対応できるよう、包括的な支援について検討します。

4 安心・安全で暮らしやすいまちづくり

障がいの有無に関わらず、誰もが安心して暮らせるようにバリアフリーやユニバーサルデザインの視点を踏まえたまちづくりや、情報提供・意思疎通支援の充実を図ります。

また、地域住民や関係機関との連携を図りながら、防災対策や防犯対策の充実に取り組みます。

3 施策の体系



第4章 障害者計画

1 啓発・広報

(1) 啓発・広報活動の推進

これまで町広報誌などによって、障がいや障がいのある人に対する理解の促進を図ってきましたが、まだまだ障がいのある人に対する偏見や差別があります。

こうした偏見などの「こころの壁（バリア）」について、今後も町広報誌や啓発用のポスター、様々なイベントを通して継続した啓発・広報活動を実施するとともに、「障害者週間」を契機とした啓発活動等により障がいの理解の促進に努めていきます。

《施策の展開》

No.	施策	内 容
1	マスメディアの活用	●町広報誌やホームページなどを活用して、啓発、広報活動を行います。
2	障害者週間、障害者の日（12月9日）の周知	●障がい者福祉に対する町民の理解を促進するため、町広報誌などを利用して周知します。 ●県が実施する関連イベントなどへの参加を図ります。
3	啓発パンフレットの配布	●国・県等の啓発パンフレットを町内主要施設の情報コーナーで配布するなど有効活用を図ります。 ●病院や学校など、主要施設でも設置してもらえるよう働きかけます。

（２）福祉教育の充実

障がいの有無に関わらず、一人ひとりの人権が尊重されることが基本であることから、子どもの頃から障がいのある人の人権について正しい理解と認識を深めてもらうため、総合学習等を通じて障がいのある人との交流教育等による人権・福祉学習の充実を図ります。

《施策の展開》

No.	施策	内 容
1	子どもたちへの福祉教育の推進	●保育所、小・中学校において、障がいのある人との交流教育の推進を図ります。
2	生涯教育における福祉教育の推進	●障がい者福祉に対する市民の関心を一層高めるため、福祉分野の講座や講演会の開催など、機会の充実を図ります。
3	インクルーシブ教育の推進	●障がいのある児童生徒とない児童生徒が、同じ場で共に学ぶインクルーシブ教育の推進に向けて、特別支援教育コーディネーター等とも連携し、障がいのある子どもが通常学級等に在籍する際に必要な「合理的配慮」の提供に努めます。
4	教育相談の充実	●発達や成長が気になる子ども及びその保護者を対象に、面談を行い、指導や助言を行う教育相談を実施します。

（３）差別の解消と権利擁護の推進

権利擁護、権利行使や福祉サービス利用の援助を行う関係機関やその事業内容の周知に努め、障がいのある人が、どんな時でも、誰もが持っている権利が守られるようにしていきます。

《施策の展開》

No.	施策	内 容
1	障がいのある人への理解促進	●県や福祉関係団体などが行うイベント、研修会への参加や協力をを行います。 ●啓発用のパンフレットを各行政機関等に備えつけます。 ●講演会や福祉まつりでの交流の機会を通じて、障がいのある人への理解促進に努めます。
2	障害者差別解消法の周知	●住民や事業所に対して、「障害者差別解消法」の内容の理解促進に向けて、町広報誌への掲載等により、法律の普及啓発に努めます。

3	権利擁護事業の利用促進	●成年後見制度の利用促進のため、制度の周知に努めるとともに、施設入所者等については、本人はもとより家族も高齢化が進んでおり、制度利用の必要性も高いため、利用促進に向けて働きかけを行います。
4	虐待の防止	●障がい者虐待の通報受理、虐待を受けた障がいのある人の保護、擁護者への指導・助言、虐待防止に関する広報・啓発等を推進します。
5	ヘルプマークの活用と認知の向上	●ヘルプマークを見かけた周囲の人が、障がいのある人へ声を掛け、障がいの特性や、対応方法を理解するきっかけとなるよう、ヘルプマークの周知に努めます。 ●精神障がいや発達障がい、内部障がいや難病等を含め、「見た目でわかりづらい」障がいや困難がある方への配慮の普及に向けて、ヘルプマークの配布や具体的な配慮また支援の方法等についての周知に取り組みます。

2 生活支援

(1) 相談支援体制の整備

障がいのある人の持つ悩みや問題は、その障がいの種別や障がいの程度、年齢などいろいろな要因によって異なっており、それらに対する相談窓口は、非常に重要な役割を果たします。

また、障がいの高度化・重複化、障がいのある人やその家族の高齢化、障がい者福祉制度の大幅な変更などによって相談内容は多様化しています。福祉ニーズの的確な把握と課題解決に向けた適切な情報提供を行い、相談支援機能の充実を図ります。

《施策の展開》

No.	施策	内 容
1	利用しやすい相談窓口づくり	●身体・知的障害者相談員や相談支援事業所などの相談窓口を町広報誌・ホームページなどで周知します。 ●利用しやすい窓口づくりを行います。
2	総合的な相談体制の充実	●様々な相談に総合的に応じる体制を充実していきます。 ●月に1回自立支援協議会を開催し、関係機関と情報共有し、困難事例にも対応していきます。
3	ピアカウンセリング事業の実施	●障がいのある人が、障がいのある人の立場に立って相談に応じるピアカウンセリング事業を継続して行います。
4	専門相談機関との連携	●一人ひとりの障がい特性に応じたきめ細かいサポートを行うため、専門機関との連絡調整を積極的に行います。
5	アウトリーチ（訪問）による支援の推進	●障がいにも関連する複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人や、支援につながることに拒否的な人を、訪問による相談等により信頼関係の構築に努め、適切に福祉サービスにつなげます。
6	地域での相談活動	●民生委員・児童委員が障がいのある人の地域の相談窓口となり、福祉サービスや手続き方法等の紹介を行うほか、行政機関へつなぐ等の対応を行います。 - また、福祉サービスについて把握できるよう研修等でスキルアップを図ります。

(2) 障がい福祉サービス等の充実

自立支援給付や地域生活支援事業などのサービスの基盤整備及びサービス内容の充実を図るとともに、効果的かつ適切なサービス提供が行えるよう、地域包括ケアマネジメントシステムの構築にも取り組みます。また、生活安定のための経済的支援や日常生活への支援などを行い、障がいのある人の地域生活、在宅生活を支えるサービスの充実に努めます。

さらに、障がいのある人やその保護者の高齢化に伴い、家庭生活が困難になってくる方の増加も予想されるため、高齢化への対応の充実も必要です。

《施策の展開》

No.	施策	内 容
1	訪問系サービスの充実	●訪問系サービスの提供体制の確保を目指します。 ●精神障がい（発達障がいを含む）のある人などに対する訪問系サービスの利用を促進します。
2	日中活動系サービスの充実	●希望している障がいのある人に日中活動の場を提供します。 ●サービス内容・手続きなどについて相談支援事業、町広報誌、パンフレットを活用し周知します。 ●日常で困っている場合、町の委託している相談支援員に訪問してもらい、サービスの利用を勧めていきます。
3	地域活動支援センターの充実	●機能強化事業などを利用してセンターの充実を図ります。 ●障がいのある人に対し、町広報誌・パンフレットなどで周知します。
4	地域生活支援拠点の整備の検討	●障がいのある人が地域において安心して生活し続けられるよう、どのような支援の拠点等を整備するかについては、圏域の状況なども踏まえ、地域生活支援拠点等の整備を検討します。
5	高齢で障がいのある人への生活支援	●介護保険制度の対象となる人については、町地域包括支援センター等と連携し、多様なニーズにきめ細かく対応し、生活状況に即したサービスを提供できるよう努めます。 ●社会福祉法人勝寿会と連携し、共生型サービスの提供に取り組んでいきます。
6	福祉人材の確保・定着	●福祉・介護の資格や仕事への関心・理解を促し、人材の確保と定着を図るため、ハローワーク等の関係機関と連携した取り組みを推進します。

7	福祉用具の給付 や助成の推進	●身体障害者手帳を持っている人や難病患者などの人に、身体上の障がいを補うための用具(補装具)の交付・修理費を一部助成します。
---	-------------------	--

(3) 経済的支援の充実

障がいのある人が地域社会の中で、自立した生活を営んでいくためには、生活の基盤となる所得保障が必要であり、本町においては身体障害者等福祉年金、身体障害児扶養手当、心身障害者扶養手当などを支給しています。

経済的支援については、県の制度等も活用しながら、国の制度を補完する事業の実施や国制度も含めて各種手当の支給等に努め、障がいのある人の経済的自立と、その家族の生活の安定を図ります。

《施策の展開》

No.	施策	内 容
1	年金・手当制度の周知	●各種手当の支給や補助、貸付制度等を行います。国や県の制度変更を踏まえながら適切な支援に努め、利用の促進を図ります。
2	医療費制度の周知	●制度の内容・手続きなどについて町広報誌やパンフレットを活用し周知するとともに、充実にも努めます。
3	公共料金等の減免及び税の控除・減免	●公共料金の減免制度や交通機関の旅客運賃割引制度、税制上の優遇措置などについて、町広報誌やパンフレット、ホームページで情報提供を行います。

(4) ボランティアの育成

障がい福祉制度だけではとらえきれない、日常生活の困りごとなどを支援するためには、ボランティアなどの障がい者支援の担い手を確保していく必要があります。そのため、地域住民、さらには障がいのある人自身もボランティア活動に気軽に参加できるよう、広く町民を対象としたボランティアの啓発・広報活動を行うことで、ボランティア活動への住民参加を促進します。

《施策の展開》

No.	施策	内 容
1	ボランティアの育成	●県や民間団体が主催するボランティア育成講座等を広く周知し、ボランティアの育成に努めます。
2	ボランティア活動への参加の促進	●障がいの有無に関わらず、すべての人にボランティア活動に参加してもらえるよう啓発・広報活動を行います。 ●ボランティアフェスティバルにおいて、各団体にパネル展示で、活動報告をしてもらいます。
3	団体活動への支援	●障がい者団体や福祉サービス事業者等主体で実施する事業を支援するとともに、各団体相互のネットワーク化を支援します。
4	住民、事業者、ボランティア・NPO等の連携推進	●地域福祉の視点に基づき、住民、事業者、ボランティア・NPO及び町社会福祉協議会が互いに連携し、協力しながら、地域における障がい福祉を推進します。

（５）行政サービス等における配慮

障がいのある人が行政サービスにおいて適切な配慮を受けることができるよう、障がいのある人に対する理解の促進に町職員等が努めることが必要です。

また、障がいのある人の声を町政や国政等に反映させることは、共生社会の実現に向けて必要不可欠であるため、選挙における障がいのある人への配慮に努めます。

《施策の展開》

No.	施策	内 容
1	職員等の障がい者理解の推進	●障害者差別解消法に基づき、障がいのある人が必要とする制度や習慣などの社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行います。 ●窓口等における障がいのある人への対応の充実を図るため、障がいのある人への配慮について学ぶ機会の増加に努めます。
2	選挙における配慮の推進	●投票所のバリアフリー化や投票設備の設置等、投票環境の向上を図ります。また、情報通信技術（ICT）の進展等も踏まえながら、障がい特性に応じた選挙に関する情報の提供に努めます。 ●不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、障がいのある人が自らの意思に基づき円滑に投票できるようにするなど、投票機会の確保に努めます。
3	行政における合理的配慮の推進	●職員研修により職員の差別解消法や合理的配慮に対する理解を深めます。 ●窓口に筆談用のコミュニケーションボードや聴覚支援機器を設置し、必要時に合理的な配慮の提供を行います。 ●配慮を必要としている障がいのある人が、周囲に配慮してほしいことを伝えるヘルプカードやヘルプマークの周知・配布を継続して行います。

3 生活環境

(1) バリアフリー化の促進

国は平成 18 年度に一般的・総合的なバリアフリー施策を維持するために、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)を策定しました。

また、徳島県では、「やさしいまちづくり」の概念を包括する「徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例」が平成 18 年度に策定されました。

本町においても、こうした関係法令等に基づき、バリアフリー化やユニバーサルデザインによる公共施設等の整備に取り組み、すべての住民にとって暮らしやすい地域づくりを目指します。

《施策の展開》

No.	施策	内 容
1	障がいのある人にやさしいまちづくりの推進	●障がいのある人が社会参加しやすい条件づくりとして、公共施設などのバリアフリー化を図ります。
2	障がいのある人に配慮した住宅の整備	●個々の事情に応じた住宅リフォームを促進するため、生活福祉資金貸付制度や住宅改造助成制度等の支援を充実します。
3	道路等交通環境の整備	●障がいのある人が安心して移動できるよう、道路等交通環境の整備を促進します。

(2) 防災対策の推進

障がいのある人が、地域で安心して生活するためには、火事や地震などの災害時に迅速かつ的確に対応できる防災計画が必要です。そのため、災害時において、避難行動要支援者名簿を活用した適切な避難支援や、その後の安否確認を行う体制づくりが求められています。

また、風水害等、災害時の避難誘導や避難所生活への支援など、障がい者のニーズに応じた検討を進めます。

《施策の展開》

No.	施策	内 容
1	災害時の避難方法についての啓発・広報	●避難場所や避難経路など災害時における避難方法等について、町広報誌などによりさらに啓発・広報を図ります。
2	防災ネットワークの整備	●消防機関や住民自主防災組織、近隣者、ボランティアなどを含めて、地域社会全体による災害時における対応体制を充実させます。
3	避難行動要支援者名簿の整備	●避難行動要支援者名簿への登録を広く呼びかけ、災害時における支援が迅速かつ適正に行えるよう情報の収集等に努めます。 ●制度に基づく避難行動要支援者名簿の提供の際には、個人情報情報の取り扱いに十分注意を払います。
4	避難先での支援	●避難所等のバリアフリーに配慮するとともに、避難所等において障がいのある人が、必要な物資を含め、障がい特性に応じた支援を得ることができるよう、必要な体制の整備を促進します。 ●福祉避難所（二次的な避難施設）を指定するとともに、災害発生時に介護・医療的ケア等の支援が円滑に実施できるよう、平常時においても指定された機関との連携に努めます。

(3) 防犯対策の推進

障がいのある人をはじめ、町民が犯罪などに巻き込まれないよう、関係機関・団体と連携し、防犯体制を整えていきます。

《施策の展開》

No.	施策	内 容
1	消費者トラブルの防止	●障がいのある人の消費者トラブルに関する情報の収集・発信を行うとともに、その被害からの救済に関して必要な情報提供を行い、障がいのある人の消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図ります。 ●消費者トラブルに関しての受付窓口を住民課に設けており、すぐに相談を受ける事のできる体制の強化に務めるとともに、小松島消費生活センターとの連携を進めることで、より専門的な相談に対応していきます。
2	「110番アプリシステム」の活用の推進	●聴覚障がいのある人など、音声による110番通報が困難な方が、スマートフォンなどを利用して、文字や画像で警察へ通報できる「110番アプリシステム」の周知や活用を推進します。

（４）情報提供・意思疎通支援の充実

障がいのある人の情報入手手段を確保するため、町ホームページや広報誌等の活用のほか、点字・音声・情報通信技術の利用等、多様な媒体やツールを活用して、わかりやすい情報提供に努めます。

また、障がいの特性に合わせた多様な意思疎通支援の推進を図ります。

《施策の展開》

No.	施策	内 容
1	公的機関の広報の充実	●提供する情報内容の充実を図ります。 ●福祉サービスについての情報入手経路としての役割が非常に大きい公的機関の広報を充実させていきます。
2	インターネット活用の推進	●情報入手方法として、非常に利便性の高いインターネット活用の推進を図ります。
3	意思疎通支援事業の充実	●聴覚、言語機能、音声機能などの障がいがある人に対して、情報保障を図るため、手話通訳者や要約筆記者などの派遣事業を推進し、意思疎通の円滑化を図ります。
4	情報アクセシビリティの向上	●令和４年５月に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を踏まえ、障がいのある人となない人で情報取得において格差が出ないように、障がいのある人に配慮した情報発信や、手話言語やスマートフォンアプリ等のIT技術も活用したコミュニケーション手段の一層の充実に努めます。

4 教育・育成

(1) 障がい児支援体制の充実

障がい児支援に関しては、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した一貫した教育・福祉・医療・就労などの支援が重要であるため、一貫した支援体制の構築と関係機関のネットワーク化に努めます。

《施策の展開》

No.	施策	内 容
1	関係機関の連携強化	●障がいの発見からその後の支援機関への継続的な切れ目のない支援を行うため、福祉課・保育所（園）・教育委員会などの関係機関同士の連携強化を図ります。 ●障がいのある子どもを持つ保護者のネットワークを活用し、相談しやすい体制づくりに努めます。
2	専門的な人材の確保	●医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター等をはじめとする、専門的な支援人材に対するニーズを把握するとともに、県や近隣市町村と連携を図り、人材確保に努めます。
3	発達相談や乳幼児健診の実施	●発達に関連した困りごとについて、発達相談窓口においてや保健師等の専門職が助言を行うとともに、必要に応じて、適切な支援につなげます。

(2) 教育相談、就学指導体制の充実

就学相談においては、子どもの実態を的確に把握するとともに、保護者や本人の考えや意見を聴き、その上で、特別な支援を要する教育の必要性について、共通の理解を図ることが大切です。

そのため、就学手続きが円滑に行われるよう、保護者の理解と協力を早期から得るための教育相談体制の充実を図ります。

《施策の展開》

No.	施策	内 容
1	教育相談、就学指導体制の充実	●多様な教育相談に対応できる体制を整え、子どもの実態を的確に把握するとともに、保護者や本人の考え、意見を聴き、その上で、適切な就学指導に努めます。 ●教育相談窓口の周知を行うとともに、担任による保護者からの定期的聞き取りや特別支援教育巡回相談員の活用による相談体制の充実を図ります。 ●校内教育支援委員会等により、児童生徒の状況や問題点、支援方法等について教職員が情報共有を行い、よりよい支援の方法等について継続した就学指導に努めます。
2	教育相談、就学指導体制についての広報活動の充実	●できるだけ早期から、適切な教育相談が受けられるための広報活動を行います。 ●障がいのある子どもがライフステージに応じた一貫性のある支援を受けられるよう、勝浦郡相談支援ファイルの内容や効果的な活用方法について検討し、より一層の周知を図ります。 ●勝浦郡地域特別支援連携協議会において、勝浦郡相談支援ファイルの活用方法について研修を行うとともに、個人懇談等の機会での保護者への周知に努めます。

(3) 特別支援教育の充実

障がいのある子どもへの教育について、自閉スペクトラム症（ASD）、注意欠如・多動症（ADHD）、限局性学習症（SLD）の児童生徒に対する総合的な支援体制として、特別支援教育推進体制の充実を図り、乳幼児期から就労に至る長期的な視点による一貫した支援体制の整備を進めます。

《施策の展開》

No.	施策	内 容
1	特別支援教育の充実	●障がいのある児童生徒に対して、生活上や学習上の困難を改善したり克服したりするために、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、きめ細かな指導等を行います。 ●障がいのある子どもが、小・中学校等の児童生徒や地域の人たちと触れあう機会を積極的に設け、交流活動の充実に努めます。
2	教職員の資質の向上	●自閉スペクトラム症（ASD）、注意欠如・多動症（ADHD）、限局性学習症（SLD）など、障がい種別の多様化などに対応できるよう、教職員に対して特別支援教育に関する研修会などへの参加を推進し、資質の向上に努めます。
3	ともに学べる教育環境の整備	●障がいに対する理解や支援方法の研修を実施するなど、受け入れ体制の充実や教育環境の整備を図り、インクルーシブ教育システムの実現を目指します。 ●地域人材・地域資源を活用したゲストティーチャーによる授業や児童生徒と地元高校生との交流学习などの更なる充実を図り、地域で支える学校づくりを推進します。 ●運動会等の学校行事において健常児と障がい児がともに取り組むメニューを増やすなどし、教育活動の幅を広げていきます。

5 社会参加

(1) 雇用・就労の促進

ハローワーク等の関係機関との連携や、自立支援協議会を中心としたネットワークを強化するとともに、民間企業や就労移行支援施設などへの働きかけを行い、障がいのある人の雇用・就労の場の拡大に努めます。

また、関係機関とのネットワーク化を図り、就労の前後にわたる支援体制づくりを進めます。

《施策の展開》

No.	施策	内 容
1	事業主への啓発、広報	●ハローワーク等の雇用機関と協力して、障がいのある人の雇用に関する各種助成・援護制度についての周知とその積極的な活用を促していきます。
2	職業指導、職業訓練、職業紹介等の提供	●ハローワーク等の雇用機関と協力して、障がいのある人に対して、職業指導、職業訓練、職業紹介等を提供していきます。 ●徳島障害者職業センター等における障がい者の就労支援に向けた制度の周知と利用促進を図ります。
3	就労の場の整備	●障がいのある人の状況に応じた受け入れ体制の整備について、企業や事業主への理解を求めています。
4	一般就労への移行と定着の促進	●福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業所への支援・充実を図ります。 ●就労先で障がいのある人が差別を受けることなく、安心して働けるように職場の周りの人たちの理解の啓発に努めます。
5	地域活動支援センターの活用	●地域活動支援センターと連携を図り、障がいの種別を超えた福祉的就労の場として活用していきます。
6	就労系サービスの提供	●企業等に就労を希望する障がいのある人に対し、一定期間就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行う就労移行支援事業を提供します。また、事業所と連携しながら、障がいのある人の特性に合った就労ができ、継続した就労となるよう支援を行います。

（２）文化・芸術活動、スポーツの振興

自分の興味やライフスタイルに応じて文化・芸術活動やスポーツ、レクリエーション活動等を行える環境の整備を推進し、障がいのある人が地域の中で豊かな生活を送ることができるよう、生きがいつくりを支援します。

《施策の展開》

No.	施策	内 容
1	各種イベント等への参加促進	●講演会などの各種イベントに障がいのある人の参加を促進するため、参加しやすい環境づくりに努めます。
2	障がいのある人の文化・芸術活動の支援	●障がいのある人の自立的な文化・芸術活動の発表の機会等の支援を充実します。
3	障がい者スポーツの推進	●市内の NPO 団体等との連携を要請しながら、多様な障がい者スポーツ実施の機会を提供できるように図ります。また、参加者の拡大を図るため、障がい者関係団体やボランティア等との連携を強化し、競技種目・内容や実施方法の充実を図るとともに、町広報誌やホームページによる周知に努めます。

（３）外出支援の充実

障がいのある人が地域社会の中で権利を尊重され、自己決定権を持って生活していくためには、障がいによって外出を制限されることなく、社会参加できることが重要です。そのため、移動手段の拡充や公共交通機関の利便性を向上し、外出支援の充実を図ります。

《施策の展開》

No.	施策	内 容
1	移動支援の充実	●移動に困難がある障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加の推進を図ります。 ●地域活動支援事業において、移動支援事業（個別型）・（車両型）を実施しています。

6 保健・医療

(1) 障がいの早期発見、早期治療

障がいの早期発見につながる健康診査などの実施をはじめ、医療機関との連携を強化し、適切な対応が実施できるよう、保健・医療の充実を図ります。

さらに、障がいのある人の健康づくりに関しても関係機関と連携し、こころとからだの健康づくりを推進します。

《施策の展開》

No.	施策	内 容
1	乳幼児期における障がいの早期発見、早期治療の促進	●医療機関と連携し、乳幼児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査等により障がいの早期発見、早期治療に努めます。
2	生活習慣病の発症予防と早期発見、早期治療の促進	●健康教育、健康相談、健康診査などを一層推進し、生活習慣病に起因する障がいの予防に努めます。 ●歯科口腔保健に関する知識の普及啓発、定期的な歯科検診の推進に努めます。 ●健診結果から各学会のガイドラインに基づき重症化予防対象者を抽出し、個人の生活実態に合った保健指導を実施します。
3	精神疾患や難病の早期発見、早期治療の促進	●精神疾患や難病について、専門的な総合的相談窓口として保健所と十分連携を図り、早期の発見や治療に努めます。
4	二次障がいの発症予防の推進	●発達障がいのある人について、幼少期から保護者や保育・教育機関と連携した適切な関わり方の指導、また成人後も、専門機関と切れ目のない相談支援を推進し、二次的な障がいの発症の予防に努めます。

(2) 医療、リハビリテーションの充実

障がいのある人が身近な地域で適切な医療が受けられるよう、医療機関との連携を強化し、医療体制やリハビリテーション体制の充実を図ります。

《施策の展開》

No.	施策	内 容
1	医療体制の整備	●症状や状況に応じた治療や障がいの実態にあったリハビリテーション等が適切に受けられるよう、医師会、歯科医師会、町内の医療機関、周辺の市町村及び県との連携により、広域的な医療体制の整備を図ります。
2	リハビリテーション体制の整備	●医療機関との連携による、一貫したリハビリテーション体制の体系的整備を検討していきます。
3	母子健康教育の充実	●ハイリスク妊婦に対して支援プランを作成し、個別ニーズに応じた情報提供や相談支援を行います。

第5章 障害福祉計画

1 成果目標の設定

第7期障害福祉計画では、国の基本指針を踏まえつつ、第6期障害福祉計画の実績並びに本町の実情を勘案し、施設入所者の地域生活への移行や福祉施設利用者の一般就労への移行等について成果目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活移行者数については、地域での生活が困難で施設入所を必要とされる重度の障がい者がいることや障がい者の高齢化などを鑑み、目標値を1人としています。

相談支援事業を充実させるとともに、自立した生活に必要な障がい福祉サービスが適切に利用できるよう、利用ニーズや地域移行するために必要なことを的確に捉えながら各機関との連携の下に支援を行います。

また、障がい者の地域生活移行の受け皿として、グループホームなどの「住まいの場」の確保に努めるとともに、生活介護、就労移行支援や就労継続支援などの「日中活動の場」の確保に努めます。

【国の基本指針】

①地域生活移行者数
令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
②施設入所者数
令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

【成果目標】

	第6期計画		令和8年度末
	目標	実績	目標
①地域生活移行者数	1人	0人	1人
②施設入所者数	14人	14人	13人

※第6期計画実績は、令和4年度末時点の数値を掲載しています。(以下 同)

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいの程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がい者を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。

システムの構築に当たっては、障がい福祉、医療、介護、住まい等を包括的に提供することや、精神障がい者の家族に対する支援の充実が実現できるよう、関係者の協議の場として勝浦町自立支援協議会を活用し、検討を進めます。

【国の基本指針】

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 精神障がい者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数：325.3 日以上 - 精神病床における１年以上入院患者数 - 精神病床における早期退院率：３か月後 68.9%以上、６か月後 84.5%以上、１年後 91.0%以上
【都道府県のみ目標設定】

【活動指標】

	第７期計画		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
保健、医療及び福祉関係者等による協議の場の開催回数	12 回	12 回	12 回
保健、医療及び福祉関係者等による協議の場への関係者の参加者数	23 人	23 人	23 人
保健、医療及び福祉関係者等による協議の場における目標 設定及び評価の実施回数	1 回	1 回	1 回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	0 人	0 人	1 人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	0 人	0 人	1 人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	2 人	2 人	3 人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	0 人	0 人	1 人

（３）地域生活支援の充実

障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えつつ、障がい児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受け入れ対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備やコーディネーターの配置等による地域の体制づくりといった機能を集約し、グループホームや障がい者支援施設に付加した拠点（地域生活支援拠点）を整備する必要があります。

【国の基本指針】

地域生活支援拠点等の整備
令和８年度末までに地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年１回以上支援の実績等を踏まえた検証及び検討する。
強度行動障がいを有する障がい者への支援
各市町村又は圏域において、強度行動障がいを有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。

【成果目標】

	第６期計画		令和８年度末
	目標	実績	目標
地域生活支援拠点等の整備	１か所	〇	圏域で１か所

【活動指標】

	第７期計画		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
コーディネーターの配置	〇人	〇人	１人
地域生活支援拠点等の機能の検証	〇回	〇回	１回
地域生活支援拠点等の機能の検討	〇回	〇回	１回
強度行動障がいを有する障がい者の状況や支援ニーズの把握	５人	５人	５人

（４）福祉施設から一般就労への移行等

障がい者の雇用を促進するため、ハローワーク、障がい者就業・生活支援センター、勝浦町社会福祉協議会等と連携し支援を行います。就労に関する相談支援、能力開発、就労訓練等、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を行います。

また、障がい者就労施設等からの物品等の優先調達により、障がい者施設に通所する障がい者の工賃向上の取組を進めます。

【国の基本指針】

一般就労への移行者数	令和３年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上が令和８年度中に一般就労に移行することを基本とする。
就労移行支援事業	令和３年度の一般就労への移行実績の 1.31 倍以上とすることを基本とする。
就労継続支援Ａ型事業	令和３年度の一般就労への移行実績の概ね 1.29 倍以上とすることを基本とする。
就労継続支援Ｂ型事業	令和３年度の一般就労への移行実績の概ね 1.28 倍以上とすることを基本とする。
就労移行支援事業所の一般就労移行率	就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を全体の５割以上とすることを基本とする。
就労定着支援事業の利用者数	就労定着支援事業の利用者数を、令和３年度の実績の 1.41 倍以上とすることを基本とする。
就労定着支援事業の就労定着率	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所を全体の２割５分以上とすることを基本とする。

【成果目標】

	第6期計画		令和8年度末
	目標	実績	目標
一般就労への移行者数	1人	0人	1人
就労移行支援事業	1人	0人	1人
就労継続支援A型事業	0人	0人	0人
就労継続支援B型事業	0人	0人	0人
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	項目なし	項目なし	0
就労定着支援事業利用者数	1人	0人	1人
就労定着率が7割以上の事業所の割合	項目なし	項目なし	0

(5) 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

相談支援体制の充実・強化
令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。 地域づくりに向けた協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

【成果目標】

	第6期計画		令和8年度末
	目標	実績	目標
基幹相談支援センターの設置	項目なし	0 か所	圏域で1 か所

【活動指標】

	第7期計画		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援体制の強化を図る体制の確保			
基幹相談支援センターによる訪問等による専門的な指導・助言件数	0 件	0 件	4 件
相談支援事業所の人材育成の支援件数	0 件	0 件	1 件
相談機関との連携強化の取組の実施回数	0 回	0 回	4 回
個別事例の支援内容の検証の実施回数	0 回	0 回	1 回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	0 人	0 人	1 人
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等			
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	12 回	12 回	12 回
参加事業者・機関数	23 名・13 機関	23 名・13 機関	23 名・13 機関
協議会の専門部会の設置数	1	1	1
協議会の専門部会の実施回数	12 回	12 回	12 回

（６）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

障がい福祉サービス等の質の向上
令和８年度末までに都道府県や市町村においてサービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することを基本とする。

【活動指標】

	第７期計画		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数	１人	１人	１人

2 障がい福祉サービスの見込量と確保方策

障がい者が、身近な地域でニーズに応じたサービスを安心して利用することができるよう、令和6年度から8年度までの各年度における指定障がい福祉サービス、指定地域相談支援または指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込及びその見込量を確保するための方策を定めます。

◆見込量の単位の考え方について◆

- ・人分/月 = 1 か月に利用した実人数
- ・時間分/月 = 1 か月に利用した延時間
- ・人日分/月 = 1 か月に利用した延べ日数
- ・件/月 = 1 か月に実施又は利用した件数

(1) 訪問系サービスの推進

■サービスの概要

サービス名	内容
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事等の介助をします。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事等の介助や外出時の移動の補助をします。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）や外出支援等を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助等をします。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

■サービスの見込

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス	利用者数（人分/月）	6	7	8
	利用量（時間分/月）	85	100	115

■見込量確保の方策

障がいのため日常生活を営むのに支障がある障がいのある人等が在宅生活を維持できるよう、訪問系サービスのニーズを的確に把握し、障がいのある人の状態や希望に合わせて選択できるよう、サービス提供事業者と連携を図ります。

障がい者の地域移行や高齢化により、サービス利用者の増加が見込まれることから十分なサービス量の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービスの推進

■サービスの概要

サービス名	内容
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排泄、食事の介護等を行う事業です。
生活介護	常時介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する事業です。
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行う事業です。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業です。
就労継続支援 (A型＝雇用型・B型＝非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業です。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う事業です。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人に、相談を通じて就業に伴う生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要な支援をする事業です。
就労選択支援	障がいのある人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

■サービスの見込

サービス名	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
短期入所（福祉型）	利用者数（人分/月）	3	4	5
	利用量（人日分/月）	3	4	5
短期入所（医療型）	利用者数（人分/月）	0	0	0
	利用量（人日分/月）	0	0	0
生活介護	利用者数（人分/月）	18	18	19
	利用量（人日分/月）	333	333	355
自立訓練（機能訓練）	利用者数（人分/月）	0	0	0
	利用量（人日分/月）	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	利用者数（人分/月）	6	6	6
	利用量（人日分/月）	75	75	75
就労移行支援	利用者数（人分/月）	2	2	2
	利用量（人日分/月）	29	29	29
就労継続支援 A 型	利用者数（人分/月）	2	2	2
	利用量（人日分/月）	25	25	25
就労継続支援 B 型	利用者数（人分/月）	7	8	8
	利用量（人日分/月）	125	145	145
療養介護	利用者数（人分/月）	2	2	2
就労定着支援	利用量（人分/月）	1	2	3
就労選択支援	利用量（人分/月）	0	1	2

■見込量確保の方策

障がいのある人の状態や希望に合わせて選択できるよう、障がいのある人の日中活動の場の整備に努めます。

新たに新設された「就労選択支援」についてもサービス提供体制の確保に努めます。

(3) 居住系サービスの推進

■サービスの概要

サービス名	内容
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事の介護等を行う事業です。
施設入所支援	障がい者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行う事業です。
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う支援を行う事業です。

■サービスの見込

サービス名	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
共同生活援助	利用者数（人分/月）	5	5	6
施設入所支援	利用者数（人分/月）	13	13	13
自立生活援助	利用者数（人分/月）	0	0	1

■見込量確保の方策

障がいのある人のニーズの把握に努め、必要なサービスを提供できるよう、サービス事業所と連携しながら、居住系サービスの確保に取り組めます。

障がいのある人の地域生活への移行、高齢化、「親亡き後」を見据え、グループホームの必要性が指摘されていることから、圏域で連携を図りながら、新規事業者の参入を促進していきます。また、地域における障がいのある人に対する理解の促進を図ります。

施設入所支援については、地域移行を進める一方で、家庭で介助することが難しい人も増加しており、真に必要な場合に即座に対応できるよう、委託相談支援事業所と連携し、入所可能な施設の情報収集や入所に至る手続きなど、利用支援の充実を図ります。

障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、必要な障がい福祉サービス等が提供される体制の整備を進めます。

(4) 相談支援の推進

■サービスの概要

サービス名	内容
計画相談支援	障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行い、ある一定期間ごとに適切なサービス利用の継続に向けた見直しを行う事業です。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行う事業です。
地域定着支援	単身等で生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談等の必要な支援を行う事業です。

■サービスの見込

サービス名	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画相談支援	利用者数	39	41	42
地域移行支援	利用者数（人分/月）	1	1	2
地域定着支援	利用者数（人分/月）	1	1	2

※計画相談支援の利用者数については、サービスの性質上利用月に偏りが出るため、年単位での数値となります。

■見込量確保の方策

すべての障がいのある人を対象に、サービス等利用計画の作成やモニタリングに取り組み、利用者のニーズに応じた適切なサービスの提供に努めます。

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たって、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域移行支援、地域定着支援の利用を促進します。

県や保健所、精神科病院などの関係機関と連携し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

3 地域生活支援事業の実施に関する事項

(1) 必須事業の推進

① 理解促進研修・啓発事業

■サービスの概要

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行う事業です。

■サービスの見込

サービス名	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	有

■見込量確保の方策

本町ではこれまで事業の実施ができていませんでしたが、地域における障がいのある人の不安を解消し、共生・共助の社会づくりを推進するため、令和8年度の実施に向けて関係各所の調整を行います。

② 自発的活動支援事業

■サービスの概要

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援する事業です。

■サービスの見込

サービス名	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無

■見込量確保の方策

本町では現在、実施の予定はありませんが、障がいのある人やその家族、地域住民の自発的な活動を支援するため、今後の実施については、状況を踏まえ検討します。

③ 相談支援事業

■サービスの概要

サービス名	内容
障がい者相談支援事業	障がいのある人やその保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うとともに、福祉施設や病院から地域への移行や地域における生活を支援する事業です。
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担う事業です。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組みを行う事業です。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障がいのある人等に、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行う事業です。

■サービスの見込

サービス名	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい者相談支援事業	実施箇所数	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	圏域で1か所
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有

■見込量確保の方策

委託相談支援事業所と連携し、生活全般に関する相談支援業務や情報提供、虐待防止等の権利擁護のために必要な援助、障がい福祉サービスなどの利用支援を行います。

勝浦町自立支援協議会を通じて、関係機関との連携強化や情報共有を図り、相談内容の多様化に対応します。

④ 成年後見制度利用支援事業

■サービスの概要

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスを利用しようとする障がいのある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行う事業です。

■サービスの見込

サービス名	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度利用支援事業	利用者数（人）	1	1	1

利用者数…年間の実利用者数

■見込量確保の方策

成年後見制度利用支援事業を継続するとともに、周知を図りながら、相談支援事業所等と連携して成年後見制度の利用を促進します。

また、成年後見制度の利用困難者に経済面から補助を行い、制度の利用を促進します。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

■サービスの概要

サービス名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保や、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行う事業です。

■サービスの見込

サービス名	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無

■見込量確保の方策

現在、本町では実施していませんが、対応できる事業所等と連携し、法人後見支援に対する理解と周知を進め、組織体制の構築等の推進に努めます。

⑥ 意思疎通支援事業

■サービスの概要

サービス名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人、または聴覚や音声・言語機能に障がいのある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業です。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とのコミュニケーションをとるため、手話通訳者を町役場の窓口等の公共施設へ設置する事業です。

■サービスの見込

サービス名	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用者数（人）	4	4	4
手話通訳者設置事業	利用者数（人）	0	0	0

利用者数…年間の実利用者数

■見込量確保の方策

県が実施する手話通訳者養成講座等の周知を行い、参加を促進します。

町が主催するイベント等において、手話通訳者の設置を推進し、聴覚障がい者の社会参加を促進します。

⑦ 日常生活用具給付等事業

■サービスの概要

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付する事業です。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、電気式たん吸引器、視覚障害者用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストーマ装具、紙おむつ、収尿器等
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

■サービスの見込

サービス名	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護・訓練支援用具	実給付件数	0	0	0
自立生活支援用具	実給付件数	1	1	1
在宅療養等支援用具	実給付件数	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	実給付件数	1	1	1
排泄管理支援用具	実給付件数	310	315	330
居宅生活動作補助用具	実給付件数	1	1	1

■見込量確保の方策

利用者のニーズを把握するとともに、障がい特性等に応じた適切な日常生活用具の給付を行います。

日常生活用具を必要とする人へ、事業の周知及び情報提供を積極的に行います。

サービスの充実のため、必要に応じて対象となる品目の拡大等の検討を行います。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

■サービスの概要

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいのある人との交流活動の促進のため、町の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行う事業です。

■サービスの見込

サービス名	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
手話奉仕員養成研修事業	利用者数（人）	0	0	0

■見込量確保の方策

町単独での実施が厳しいため、現在は実施の予定はありませんが、近隣市町村や関係機関等と連携し、広域での事業展開等に向け努力します。

⑨ 移動支援事業

■サービスの概要

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行う事業です。

■サービスの見込

サービス名	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
個別利用型	利用者数（人）	2	3	4
	延べ利用時間	350	400	450
グループ支援型	利用者数（人）	0	0	0
	延べ利用時間	0	0	0
車両移送型	利用者数（人）	32	32	32
	延べ利用時間	1,080	1,080	1,080

■見込量確保の方策

アンケートやヒアリング調査においても、移動手段の確保についての要望があり、地域の路線バスの一部路線廃止、障がい者や介護者の高齢化等により今後も利用の増加が見込まれます。

このため、事業所に対して移動支援事業への参入を呼びかけ、提供の確保を図ります。

⑩ 地域活動支援センター事業

■サービスの概要

サービス名	内容
地域活動支援センター事業	障がいのある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う事業です。

■サービスの見込

サービス名	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域活動支援センター事業	実施箇所数	1	1	1
	利用登録者数（人）	13	14	15

■見込量確保の方策

本町では地域活動支援センターさるびあで事業を実施しています。今後も利用者の状況に応じた多様なサービス提供の継続を図ります。

(2) 任意事業の推進

① 自動車改造費助成

■サービスの概要

サービス名	内容
自動車改造費助成	自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。

■サービスの見込

サービス名	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自動車改造費助成	実施の有無	有	有	有

■見込量確保の方策

新規事業の展開に向け、利用者のニーズを適切に把握し、事業者と連携してサービスの充実に努めます。

② 日中一時支援事業

■サービスの概要

サービス名	内容
日中一時支援事業	障がいのある人の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図るとともに、障がいのある人の日中における活動の場を確保する事業です。

サービス名	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
日中一時支援事業	実施の有無	有	有	有

■見込量確保の方策

利用者のニーズを適切に把握し、事業者と連携してサービスの充実に努めます。

第 6 章 障害児福祉計画

1 成果目標の設定

第3期障害児福祉計画では、国が定める基本指針に即して、令和8年度の数値目標を設定します。

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターや重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保していきます。

また、医療技術の進歩等を背景として、全国的に医療的ケア児の数が増加する中で、ケース発生時に地域で適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設けます。

【国の基本指針】

児童発達支援センターの設置
令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築
各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がいのある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
令和8年度末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【成果目標】

	第2期計画		令和8年度末
	目標	実績	目標
児童発達支援センターの設置	1 か所	圏域で2か所	圏域で2か所
障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築	無	無	有
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	0か所	圏域で2か所	圏域で2か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有	有	有
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	0人	0人	1人

2 障がい児通所支援等の見込量及び確保の方策

(1) 障がい児福祉サービスの見込量

■サービスの概要

サービス名	内容
児童発達支援	未就学の障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行う事業です。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がいのある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がいのある児童の放課後等の居場所を提供する事業です。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がいのある児童（今後利用予定も含む）が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行う事業です。
障がい児相談支援	障がい児福祉サービスを利用する児童に、障がい児支援利用計画を作成するとともに、ある一定期間ごとに適切なサービス利用が継続するための見直しを行う事業です。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、関係機関の協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する等の役割を担うコーディネーターを配置します。

■サービスの見込

サービス名	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援	利用者数（人分/月）	7	8	8
	利用量（人日分/月）	30	35	35
居宅訪問型児童発達支援	利用者数（人分/月）	0	0	0
	利用量（人日分/月）	0	0	0
放課後等デイサービス	利用者数（人分/月）	14	15	15
	利用量（人日分/月）	117	125	125
保育所等訪問支援	利用者数（人分/月）	1	2	3
	利用量（人日分/月）	1	2	3
障がい児相談支援	利用者数	21	23	24
コーディネーターの配置	配置数	検討	検討	検討

※障がい児相談支援の利用者数については、サービスの性質上利用月に偏りが出るため、年単位での数値となります。

■見込量確保の方策

発達の遅れや心身に障がいがある児童に対して、関係機関と連携を図りながら、早期療育につながるよう支援します。

障がい児支援の体制整備に向け、子ども・子育て支援法等に基づく子育て支援施策との緊密な連携を図っていきます。

今後もサービスに対する需要が増大していくことが見込まれるため、サービス提供事業者の確保に努めます。

障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築に努めます。

第7章 計画の推進に向けて

1 庁内連携体制の整備

庁内においては、関係各課による情報共有や協議の場を設け、全庁的な体制のもとで本計画の進捗状況や関連情報の把握を行い、円滑な計画の推進を図っていきます。

2 住民・事業者・地域等との協働の推進

障がい者団体等の地域組織、サービス提供事業者等の社会福祉関係者、教育機関、保健・医療機関等、様々な団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

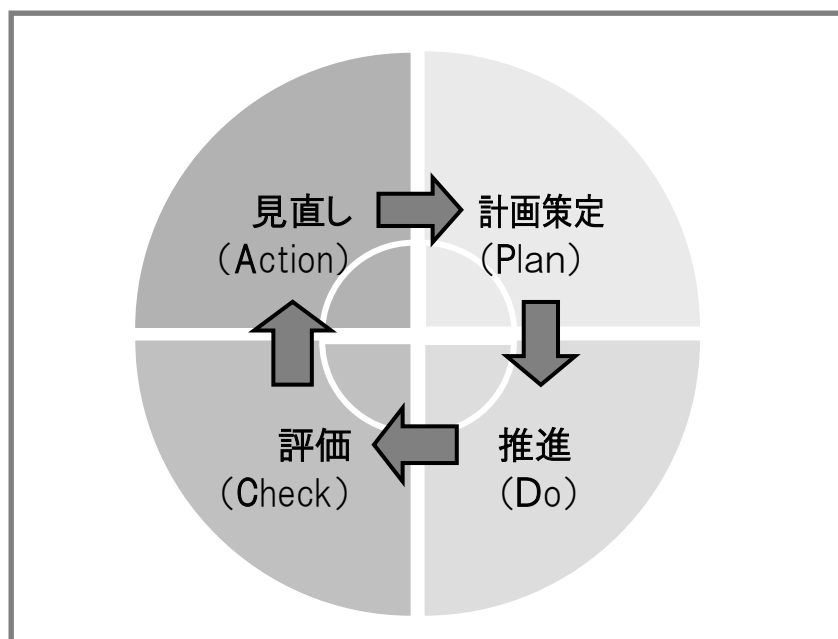
3 個々の障がい特性に沿ったきめ細やかな相談・支援体制の実施

障がいのある人への理解の促進に努め、地域で支えていく基盤づくりや社会参加の促進、安全・安心の支援体制等の充実を図っていきます。

4 計画の達成状況の点検及び評価

障害者総合支援法においては、PDCA（計画策定—推進—評価—見直し）のサイクルを障がい者福祉に導入するように示されています。

そのため、本計画も各施策の実施状況等について、進捗管理を行っていきます。



資料編

1 勝浦町障害者計画・障害福祉計画策定委員会設置要綱

（目的）

第1条 この告示は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく勝浦町障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、必要な事項について協議及び検討を行うため、勝浦町障害者計画・障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の事項について審議し、その結果を町長に報告する。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) その他計画策定に関して必要な事項

（組織）

第3条 委員会は委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 障害者団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 福祉関係者
- (4) 関係行政機関職員
- (5) その他障害者施策に見識を有する者

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は委員会を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

（関係者の出席）

第6条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に委員会の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

（報酬）

第7条 委員の報酬は、地方自治法第203条の2の規定による者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和30年勝浦町条例第19号）のその他の委員を適用する。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和2年11月1日から施行する。

2 勝浦町障害者計画・障害福祉計画策定委員名簿

(順不同)

分 野	団 体 等	氏 名	備 考
障がい者 団体 代表者	勝浦町身体障害者会 会長	南 信行	
	勝浦町手をつなぐ育成会 会長	貞岡 八重子	
福祉関係者	勝浦町民生委員児童委員協議会 会長	速水 克彦	
	社会福祉法人 柏涛会 一般・特定・障がい児相談支援事業 こなん 相談支援専門員	市塚 美由紀	
	社会福祉法人 柏涛会 障がい者就業・生活支援センター よりそい 就労相談員	東 直子	
	特別養護老人ホーム 喜楽苑 施設長	岸 敏子	
	勝浦町地域活動支援センター さるびあ 所長	井上 亜由美	
	勝浦町社会福祉協議会 事務局長	津路 美穂	委員長
関係行政 機関職員	徳島県発達障がい者総合支援センター ハナミズキ 地域支援・連携担当	高橋 愛海	
	徳島県東部保健福祉局(徳島保健所) こころの健康担当	高嶋 菜々	
	勝浦町教育委員会 教育長	市川 公雄	副委員長

3 徳島県障がい保健福祉圏域

徳島県の障がい保健福祉圏域は次のようになっています。



○東部圏域

東部第1サブ圏域：徳島市 鳴門市 佐那河内村 石井町 神山村
松茂町 北島町 藍住町 板野町 上板町
東部第2サブ圏域：吉野川市 阿波市

○南部圏域

南部第1サブ圏域：小松島市 阿南市 勝浦町 上勝町 那賀町
南部第2サブ圏域：牟岐町 美波町 海陽町

○西部圏域

西部第1サブ圏域：美馬市 つるぎ町
西部第2サブ圏域：三好市 東みよし町

勝浦町障害者計画

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

発行：令和6年3月

編集：勝浦町 福祉課

〒771-4395

徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田 3 番地

TEL：0885-42-1502

FAX：0885-42-3028

IP 番号（代表）：050-3438-7148
